

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び基本構想特別委員会会議録(2)(20. 3 定)</p>			
日 時	平成 2 0 年 9 月 1 9 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、斎藤(博)副委員長、秋元・鈴木・ 成田(祐)・菊地・中島・山田・濱本 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤陽一良です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には斎藤博行委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、成田祐樹委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。佐藤委員が濱本委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

菊地委員

固定資産税について

固定資産税についてお尋ねいたします。

市長の提案説明の中で、平成19年度の決算は、18年度と比較して市税の固定資産税が2.8パーセント、都市計画税が2.4パーセントの収入減となったとありました。その主な要因についてお尋ねしたところ、滞納繰越分については景気の後退などにより納付額が減少しておりますとの御答弁がありました。滞納繰越分についてのそれぞれの税収についてなのですが、市民税については、対調定額に対して17年度は21.4パーセント、18年度は23.6パーセント、19年度は28.1パーセントと多くは差押え等によるものなのかと思うのですが、大きく収入率を伸ばしてきているのです。ただ、固定資産税については18年度が16.5パーセント、19年度は13.4パーセントというふうに大きく落ち込んでいます。これもひとえにただ景気が悪かったとかそういうことで片づけられるのでしょうか。その辺の詳しいことについてお尋ねします。

（ 財政 ） 納税課長

固定資産税の収入率の減少についてでありますけれども、滞納整理に当たりましては、納税者との交渉によりまして、分納計画等を提出していただきまして完納するようお願いしているわけですが、やはりこのたびの石油製品、原材料費の高騰や景気の低迷などによりまして、分納計画にも影響が及び、納付額が減少するという状況で、これも収入減になったというふうに考えております。

菊地委員

市税の収入については、個人市民税については納税者も大変に頑張っているという、その収納状況が収入率からも見えてくるのですが、大きく市税の収入率を引き下げているのが固定資産税になっています。私たちは、大きな滞納、特にウイングベイ小樽の問題についても本当に市税の収入率を下げている問題としてこれまでも指摘してきたところなのですが、今度この特定調停が行われるということで、それが春の段階ではうまくいきそうだと、この7月末にも債務を一括返済して、いよいよ新たな焦点に踏み込んでいくというような話をしていたけれども、ここにきてスポンサーとなった北武グループが撤退ということで、この1日、2日新聞をにぎわして

います。この特定調停がここに来て暗礁に乗り上げたような感じもするのですが、これが順調に進んで、現年分も含めて、もし滞納が整理されたとしたら、市の財政効果というのはどのぐらいになるのか、そのことについてお尋ねします。

（ 財政 ） 税務長

今の御質問ですけれども、特定調停というものは、やはり相手方である O B C について、北海道イオンとの間の債権債務にかかわるものでありまして、我々の租税には一切関係がございませんので、これがうまくいったとしても、また我々の税としてはこれまでと同様にまた別に協議していかなければならないと思っています。

菊地委員

特定調停がうまくいったとしても、すぐ固定資産税にはね返ってくるということではないということですか。

（ 財政 ） 税務長

あくまでも特定調停は O B C と北海道イオンの間のものですから、租税というのは対象外ですので、それは別問題として我々もこれまで同様に対応していくということです。

菊地委員

それでは、そのこととは切り離れたとしても、もし経営改善がされて、現年度、そして滞納分がしっかりきれいになるとしたら、その収入率というのは、具体的にはどの辺まで上がるものなのですか。

（ 財政 ） 納税課長

全部がなくなれば、分子が増えるわけですから、率は上がるのですけれども、具体的に言いますと、差しさわりのありますので、当然割り返せば税額なり何なりが全部わかってしまいますので、そこまで具体的な数字は言えませんけれども、やはり多少収入率は上がります。

菊地委員

なかなか微妙なお答えですが、私は相当上がるのではないかというふうに思っています。いずれにしても市税の収入率の伸びについても景気が大きく左右する。今、国の景気浮揚対策が小樽市のこれからの財政の行方を大きく左右するのかなと思います。地方はみんな苦しめられているのは一緒だから、力を合わせて国民もそれから地方自治体もしっかりと市民福祉が向上できるようなかじ取りができる、そういう恩恵を受けられるような国政にしていこうために、力を合わせようではありませんかということを一言述べておきたいと思います。

福祉灯油について

次に、福祉灯油について代表質問でお尋ねしたのですが、市長は支給額や対象世帯はこれから検討したいと御答弁をされました。私が再質問で昨年度のふれあい見舞金と福祉灯油の対象世帯には 1,000 世帯ぐらいの開きがあったことについてお尋ねしたときに、ふれあい見舞金も含めて非課税世帯を対象にして考えていきたいという御答弁だったと思うのです。そうしますと、ふれあい見舞金というのは越冬対策として出されていたという経過もあると思うのですが、それも含めて支給対象世帯が大きく狭められるというふうになって、福祉の後退だと考えるのです。どうして、ふれあい見舞金のこれまで支給していた対象を、昨年度、福祉灯油を支給した対象に狭めていこうとしているのか、その辺について最初にお尋ねします。

（ 福祉 ） 地域福祉課長

昨年度のふれあい見舞金と福祉灯油の関係ですけれども、委員がおっしゃるとおり、1,000 世帯ほど減っております。この主なものは、重度身体障害者の非課税で切ったわけなのですが、重度身体障害者が 910 件ぐらいありまして、ほぼ重度身体障害者の収入のある方々が削られたというような実績になっておりまして、福祉のスタンスと申しますか、福祉の扶助の考え方からすると、限られた財政の中で出すとすれば、一定程度の収入で切るというのも仕方ないのではないかというふうに考えております。昨年度の 1,000 件の実績からすれば、おおむねそういう収入のある重度身体障害者、勤務している方が多いと思われましても、そういった方々、それ相応の収入のある方が削ら

れたのだらうというふうには考えております。

菊地委員

次に、実際の支給額についてお尋ねしたいのですが、昨年度のふれあい見舞金と福祉灯油について、これは平成 19 年度決算でおよそ 2,689 万円というふうには押さえています、この金額で間違いありませんか。

（福祉）地域福祉課長

共同募金会の部分も入れて、ふれあい見舞金の事業費が 1,648 万 9,000 円、福祉灯油が 1,927 万円、合わせて 3,575 万 9,000 円です。

菊地委員

実際に交付税措置されたのと、それから道の補助金がここに充当されていますけれども、その対象になった金額は幾らですか。

（福祉）地域福祉課長

約 3,500 万円の内訳としましては、市費の部分が 2,586 万円、共同募金会が 889 万 9,000 円、道の補助金が 100 万円となっております。それで、交付税の対象は、その市費の 2,500 万円から道補助の 100 万円を引いた 2,400 万円の半分となっております。

菊地委員

この 2,400 万円に対して半分が交付税措置ということですが、お尋ねしたいのは、交付税措置されるときに、例えば生活保護世帯に支給した分は除くとかという条件というのはいっているのでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

その事業費を報告する提出書類の中で生活保護世帯は幾らというような内訳の表にはなっておりますけれども、生活保護世帯に出したから削られるということではないというふうに考えております。

菊地委員

今年度は道の補助金も 100 万円という上限がなくなっていますし、1 世帯 9,500 円ぐらいという縛りはありますけれども、支給された半分は補助される。それと、交付税措置されるという実態がある中で、生活保護世帯を支給対象から外すというのはなぜなのか、お尋ねしたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

まず、代表質問の中でも市長が答弁しておりますけれども、生活保護の方には冬季加算金なり冬場に対して増額した生活費が出ておりますので、そういった意味で対象にしません。もう一つは、道の補助要綱の中にも生活保護世帯が含まれていないといったこともあって、支給しなくてもいいのではないかとということで考えております。

菊地委員

市長は代表質問で福祉灯油についての質問に対しては、灯油価格が今年の冬以来高値が続いていて、市民生活への影響が大きいということで、北海道に対しても補助拡大を要請して、国に対しても財政支援の拡大について要望してきたというふうにお答えになっています。生活保護世帯に対する冬季加算は、こういう灯油の値上がりとかそういうことに関係なく、既定として支払われるものなのです。そうすると、その原油の高値、灯油の高値というのは、一般家庭もそうですし、生活保護世帯にも同じように覆いかぶさってくるのです。そういう社会的な状況がある中で、生活保護世帯を対象外にする理由にはならないと思うのですが、その辺についてお答えください。

（福祉）地域福祉課長

国のほうの考え方にもよるのでしょうけれども、生活保護というのは、生活一般に対して支給されている金額ですので、当然そういう物価とかも含めて諸事情が上がってくれば生活保護支給額も上がっていくのだらうという考え方になっておりますので、いろいろな意味で、もろもろを含めて、国のほうで勘案して、こういう冬季加算が出ているというふうに考えておりますので、生活保護世帯を小樽市だけが加えるという形は考えておりません。

菊地委員

でも、実際にはこの数年生活保護世帯に支給される金額は変わっていないわけです。冬季加算も変わっていないと思います。この小樽市の福祉灯油、ふれあい見舞金についてはずっと頑張って小樽市は支給していただきました。それから昨年度新たに福祉灯油を19年ぶりに復活して支給しましたが、昨年から今年にかけてのこの灯油の異常な値上がりがあるわけです。この中で越冬するのは大変な状況だろうということで支給も始まってきた。その観点からすると、やはり一番低所得で大変な思いをしているその世帯に支給されないというのは、市長の御答弁の趣旨ともまた違うのではないかと私は思うのですが、再度お答え願います。

福祉部長

昨年度も灯油価格の異常と申しますか、動きがありまして、ふれあい見舞金が支給された後に、別に緊急に特別支援金ということでやらせていただきました。それと、昨年度と比べてまた今年度もそれ以上ということで、低所得者の困窮度は同じ、あるいはそれ以上だと思います。ということで、市長も答弁しましたように、今年度も福祉灯油を実施するという方向で検討させていただく。そして、支給額や対象世帯も当然具体的に詰めていきますという話をいたしました。

そして、今考えているのは、菊地委員がおっしゃるように、結果的に低所得者の定義というものが、ひょっとしたら昨年度のふれあい見舞金に比べますと1,000世帯ぐらい減るということもあり得ると思いますが、おっしゃってました生活保護世帯、これも困窮世帯としましたら、冬季加算が支給されているというのが対象としない一番の理由ですけれども、それだけではなくて、中央要望に市長も行っておりますけれども、金額は十分ではありませんが、冬季薪炭費特別基準というのがございまして、いわゆる石炭代の名残で長年10月から3月まで生活保護世帯に対して支給しています。今のこの灯油価格の高騰の動き、そういったものを国も注視してと申しますか、実態に即してこの特別基準をぜひ見直してほしいということで強く要望しておりますので、その部分については国の判断に何とか期待したいという状況です。

菊地委員

その冬季薪炭費というのは、幾らぐらいなのでしょう。

（福祉）生活支援第1課長

冬季薪炭費の金額ということですのでけれども、基本的には10月から3月ということで、日数で188日間ということで、1か月に1人世帯で約90円、それを6回ほど支給しますので、年間トータルとしては1人世帯で総額540円、それから2人、3人世帯では660円、それから4人以上の世帯では740円と、このような形で支給しております。

菊地委員

国はこれを実態に見合った形で実際に見直そうとしているのでしょうか。その辺の動きについてはいかがなのですか。

福祉部長

詳しく何年からどういうふうになったというのは資料が手元にございませんけれども、先ほど言いましたように、冬季加算というのは、例えば1人世帯ですと11月から3月まで2万2,000円ほど、3人世帯ですと3万4,000円ほどが5か月間にわたって支給されております。そういった関係もありまして、昔からありました冬季薪炭費というのは削られるという動きがあったようではございますけれども、いろいろと協議の結果、要望した団体との話もあったのだと思うのですが、冬季薪炭費というのは、名目的には残りました。ただ、今、課長から話しましたように、金額的には非常に少ない金額というふうになっております。ですから、冬季加算ということで合わせて金額が3万幾らになりますので、そういったことで国としてはいいのではないかと申していると思うのですが、この灯油価格の上昇がその範囲内でないとなれば、やはり冬季薪炭費で見るといいというのが市長会の考え方ですので、冬季加算をどうこうしてほしいというよりも、この冬季薪炭費特別基準のほうを何とかしてほしいと思っています。

菊地委員

先ほど言ったように、冬季加算というのは、こういった灯油の値上がりとかそういうことにかかわらず、ふだんから支給されているものですから、今、灯油の高値が続いている、そういう社会情勢を合わせると、この冬季加算があるから生活保護世帯に福祉灯油を支給しないというのは理由にならないと繰り返し述べているところです。

それと、国も生活保護世帯を対象にはいけないという言い方ではないけれども、生活保護世帯に支給したものを含めて収入認定はしない、返せとは言わないというふうに言っていますね。そういうふうな指導をしていること自体が、福祉灯油を支給してもいいというお墨つきだと思うのです。最初にお尋ねした、交付税措置されるときにも生活保護世帯を対象にしているとか悪いとかの条件はついてないということで、こういうもろもろのことを考えたら、何といてもこの今年度の福祉灯油は、しかも北海道からの補助が拡大になるという条件の中では、さらに対象を広げていってもいいのではないかというふうに思うのですが、最後にそのことについてお答え願います。

福祉部長

委員がおっしゃったように、どちらかという国は生活に困っている方に支援しなさいというか、そういう考え方がございます。ですから、生活保護世帯にもどちらかという国としては支給してもいいといいますが、もっと言えば支給を求めているという考え方もあると思います。ただ、先ほど課長からも話したように、いわゆる北海道の地域政策補助金といいますが、このたび補正されました事業の中では、生活保護世帯は除くということになっております。

そういったことを総合的に考えまして、やはり一口に言うと、国はそういうことで全体の低所得者のことを考えていますが、道はある程度絞り込みをしている。そういった中で、市がどのぐらいできるかという考え方もあります。そしてまた、道が生活保護世帯を除いたという考え方の根底には、御存じのように生活保護全体がほとんど国のお金でやっております、4分の3。ですから、生活保護を何とか救おうということであれば、北海道としては国の責任でやってほしいという考え方が基本的にあります。市としても基本的に冬季薪炭費のことを、先ほど言いましたが、そういうスタンスで考えておりますので、今のところそういう検討になっております。

菊地委員

北海道はそういう考え方だと。国の考え方も今述べられました。それでしたら、小樽市としてはどうするのか。こういう自治体の責任としてひとつ考え方を示していく必要があるのではないのでしょうか。今後12月の定例会に向けてということになるのか、またその前に結論が出るのかというスケジュールもあるとは思いますが、これから検討というふうに聞いておりますので、ぜひこの福祉灯油の支給対象世帯の幅を広げるように検討いただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブについて

次の質問に移りたいと思います。

民主党・市民連合の斎藤博行議員が代表質問でお話ししておりました放課後児童クラブのことについて、私もこの放課後児童クラブの、特に障害を持った子供の受入れについては、かかわってきた経過もありますので、ちょっと見過ごすことはできない問題だと思ひまして、何点か質問したいと思ひます。

平成15年7月から小樽市が放課後児童クラブに障害を持った子供を初めて受け入れることになりました。私がかつたままこのとき障害を持った子供が通う通院施設に勤めていましたので、その母親たちから障害を持つ子供を持った母親は、働くこともできないのかというような相談を受けながら、一緒に当時の社会教育課に障害を持った子供の学童保育への受入れということも要請に行った経験があります。そのときに、次の年から受け入れる用意があるということを知り、本当に小さな穴があいたというふうに一緒に喜んだ記憶があります。その後、18年4月以降は4年生まで拡大をしていただき、昨年度からは5年生、6年生と試行されてきました。こういった試行を2年間続けて、本格実施に至らなかった大きな要因は何だったのか、そのことについてお尋ねしたいと思ひます。

（教育）生涯学習課長

ただいま御質問のあった 5 年生以上の受入れについて本格実施に至らなかった理由ということでございますが、これに関しましては、教育部、それから福祉部、生活環境部の 3 部で検討を進めてまいりまして、大きく三つの点から受入れが難しいという結論に至りました。

まず一つ目ですが、指導員の指導の限界ということでございます。5 年生になりますと、障害を持った子供も体が非常に大きくなりまして、その子供の車いすへの移動でありますとか、要するに身体介護が必要になってまいりますが、現在の指導員は介護のプロではございませんので、そういう大きな体になった子供を扱うのは安全上の問題があるということでございます。それからもう一つ、障害といたしましてもさまざまな態様がございまして、今申し上げた肢体不自由の子供もいますし、自閉症であるとか、注意欠陥・多動性障害と、いわゆる発達障害の子供などさまざまな形があります。そういう集団とのコミュニケーションに難のある子供が 5 年生、6 年生になったときに、指導員というのは、特別支援教育の資格があるわけではございませんので、そうした中では指導員の指導にもやはり限界が伴うということが考えられます。

二つ目になります、その他の健常の子供との集団生活とのかかわりということがございます。今、放課後児童クラブにつきましては、1 年生が 50 パーセント、2 年生が 30 パーセント、3 年生が 20 パーセントということで、子供の自立に伴ってだんだん退会していくということで、1 年生の子供が半分、そういう学年構成になっております。4 年生までは何とか頑張って同じ学校の仲間ということで、児童の中にはそういう障害のある子供に対しての認知もあろうかと思えますけれども、やはり 1 年生の子供が中心となる、半分以上を占める、そういう放課後児童クラブの中に 5 年生、6 年生の障害のある子供が入りますと、それはやはり集団生活を行っていく中では、困難を伴うのではないかという判断がありました。

最後、三つ目になりますけれども、学校の施設、設備の問題がございまして、小樽市の放課後児童クラブは、主に学校の余裕教室を借りて開設してございますが、普通教室が 64 平方メートルあります。8 メートル四方の大きさでございまして、近年放課後児童クラブへの入会希望者が増えている中で、この中に 34 人まで子供を預かっております。こうした中で、そういう施設の中で障害のある子供を入れていくには、児童福祉法で放課後児童クラブの目的というのが、おおむね 10 歳までの子供で留守家庭の子供について遊びや集団生活を通じて、健全に育成するという趣旨でございまして、そういう本来の趣旨、そういう放課後児童クラブの現在の枠組みの中で、5 年生、6 年生の障害のある子供を受けるとは、本来の目的が危うくなるということも含めて実施に至らなかったという結果になっております。

菊地委員

今、放課後児童クラブの意義、それから目的についても御答弁をいただきながら、なぜ本格実施に至らなかったのかという理由の 3 点について述べていただきました。でも、私は逆だと思っております。放課後児童クラブの意義について最後に述べられた、それを追求していくことと、小樽市が障害を持った子供も中に入れながら、同時に発達を保障していくことになるとしたら、その 3 点について改善をしていく、そのことこそが大事なのであって、その条件に当てはまらない子供をここでこれ以上見ませんというふうにしていくというのは、趣旨とは違うのではないかというふうに思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

（教育）生涯学習課長

委員も御存じのように、障害のある子供の放課後をいかにするかということは、教育の問題だけではなくて、福祉、それから保健の分野と広く各分野にまたがる問題だと思います。小樽市の場合は、主に学校の余裕教室を使って放課後児童クラブを実施しているということから、教育部が取りまとめることになって実施しているわけなのですが、障害のある子供の放課後の保障については、やはり福祉部等とも検討して、私どものこの実施をしないということの検討の中で、障害福祉メニューの中の検討も進めまして、市としてさまざまな分野の中で、それらの子供

の放課後についてどうするかということを検討していきたいと思います。

菊地委員

前段にこの受け入れられなかった三つの点、ここを改善することこそ大事なのではないかと私が言ったのは、現に小学校の空き教室を利用しているのもありますし、児童センター、児童館とかで受け入れている場合もありますね。今年の 4 月からは、教育委員会に本当に御尽力いただいて、北海道にもかけ合って小樽聾学校を使用しての放課後児童クラブがスタートしたばかりなのです。そういう施設のさまざまな状況を考えたら、受け入れ可能な施設も現にあるわけです。今おっしゃったようなこの条件で 5 年生以降は受け入れられませんという結論を出してしまうと、そういうところに行ける子供、集団生活が可能な子供たちも一緒にもう 5 年生以降は受け入れられないということになってしまうのではないですか。

（教育）生涯学習課長

委員のおっしゃるとおり、放課後児童クラブを開設している場所が幾つかの部署にまたがっております。例えば福祉部の児童館を利用しての形もございますし、今年の春開設しました小樽聾学校の放課後児童クラブもございます。ただ、小樽市として行っている放課後児童クラブでございますから、例えばその子供が住む場所、行く学校によってやはりサービスの差があってはならないという考え方がありますので、現在のところ、4 年生までという考え方です。

菊地委員

斎藤博行議員の質問に、現に障害を持った子供で、4 年生までで、1 年生が 7 人、2 年生 2 人、3 年生 4 人、4 年生 1 人、全部で 14 人というふうにお答えになったと思うのですが、これは合っていますか。

（教育）生涯学習課長

そのとおりです。今 4 年生までが 14 人で、6 年生が 2 人、全部で 16 人ということになります。

菊地委員

庁内で検討した結果というふうにも御答弁をされておりました。庁内で検討されたときに、現にこういうふうにして放課後児童クラブを利用されている障害を持った子供の保護者なり、そういう方の御意見とか考え方とか、そういうことについては事前に聞いて検討されたのでしょうか。

（教育）生涯学習課長

障害を持つ子供の保護者から御意見を聞いたかというお尋ねなのですが、日ごろから主に指導員を通じて、そういう障害のある子供の保護者の方とは、コミュニケーションをとらせていただいておりますが、今回の 5 年生以上の試行についての検討に関しては、保護者の方からはそういう御意見は聞いてございません。

菊地委員

放課後児童クラブがおおむね 10 歳、3 年生までの子供を対象にということではありましたが、ただ、障害を持った子供が 3 年生以降 4 年生になって、自分の家で一人で留守番できるかといったら、そうではない。そういう事情もありますし、なおかつ健常児の中での発達を保障するということも含めて、4 年生以降も積極的に受け入れていこうという話になったと思うのですが、私は、そういう話を、総務常任委員会で障害を持った子供への放課後児童クラブの拡大についての話が出たときには、たしかこの小樽市次世代育成支援行動計画のプログラムに基づいて拡大していこうということでの御答弁もいただきましたし、その中には平成 21 年度までの計画として、4 年生から 6 年生までの障害児の受け入れ拡大の検討ということもうたっているのです。そういう意味でいきますと、これは非常に市民の方も含めてつくってきたという経過があります。私もその懇談会に何回か参加させていただいて、非常に積極的な討議もされておりましたし、なおかつ小樽市の子育て支援というのもここにまで手を広げていくというふうに関心を持って支援策を応援したいというふうにも思ったのですが、今回のこの措置というのは、市民も一緒につくってきたこういう次世代育成支援行動計画の考え方にも反しているし、後退していくのではないかと思います。この辺につ

いてはどのようにお考えですか。

教育部中村次長

ただいまの小樽市次世代育成支援行動計画の関係でございますけれども、平成17年度から26年度までの10年計画で、現在はその前期計画の5年間の4年目に該当しているわけです。それで、今お話がありましたように、基本方針の中で放課後児童健全育成事業が位置づけられていて、その末尾に4年生から6年生の受入れ拡大検討、これは障害児のみについて記載がございます。このことについての検討をこの3年間でやってきたわけですが、当然22年度以降の後期計画を来年度には策定しなければならないのです。その中で、今の障害児の受入れについて、その4年生から6年生、4年生は今実施しておりますけれども、5年生、6年生の試行をどこまでやるのか、この決断をしなければならないということでございます。それで、先ほどから課長が申し上げましたようなことで、5年生、6年生については、三つの要素に照らし合わせると、なかなかこれを試行から実施に切り替えるのが難しいだろうと。したがって、実際に来年5年生に進級される子供については、この放課後児童クラブの枠内では受け入れることが不可能であるという判断をしたわけでございます。

菊地委員

現行の枠内で受け入れることは難しいとおっしゃいました。では、その枠をどうやって拡大していくかということに話が始まってこの計画が生きてきますし、小樽の子育て支援の真義はここにあるのではないのでしょうか。私は、総合計画の質問をしたときにも、現行のさまざまな取組の中身とかそういうものが国の施策によって後退することのないようにという質問をさせていただいたのですが、今、総合計画をつくらうとしているときに、現行から後退するようなものであってほしくないと思うのですが、そこについてどうお考えですか。

教育部中村次長

国の政策との関連のお話が今出ましたけれども、例えば平成17年というのは、国の福祉政策が非常に大きくかじを切ったときです。例えば青天井の支援費制度は破たんして、一度廃案になりましたけれども、今は障害者自立支援法で障害者の方々のサービスを実施している。そして、介護保険についても、第3次の介護保険事業計画によって、軽度者に対してのある程度の制限を加えられているというのが実情です。その中で小樽市が放課後児童クラブの中での障害児施策だけを拡大していくというのは、我々福祉の専門家ではない中で、当然その障害のある子供たちが放課後の時間帯をどう過ごすのか、その居場所についてのお話もありましたけれども、それは放課後児童クラブの枠内ではないのだと我々は考えています。ですから、今、我々、放課後児童クラブの中でそれを受け入れない、5年生、6年生に関しては受け入れることが不可能という結論を出したわけですが、その子供たちの居場所がなくなるわけではありませんので、その辺は御了解をいただきたいと思います。

菊地委員

今の答弁は見過ごせないのですが、確かに福祉とかそういうところとの協力は必要かもしれないけれども、放課後児童クラブでやっていくというふうな立てた計画です、これは。そのところを整備、設備というか、環境を整えないで、その環境に合わない子供に出て行けというのは、教育の観点が抜けています。それは答弁としては許せません。

教育部長

幾つか御指摘をいただきました。それで、菊地委員も御承知のとおりだと思っておりますけれども、当時余市養護学校を対象にしてスタートした段階でも、小樽に住んでいて、それで余市養護学校に行く。そうすると、当時余市養護学校には放課後児童クラブという制度そのものがなかったわけですから、余市養護学校に行くことによって、放課後児童クラブという制度を一切活用することができないということもあった。そういった中で、同じ小樽で生活している小学校の子供ですから、その障害の程度によって受け入れられるかどうかという課題はありますけれども、やはり平等性というのではないですけれども、同じ小樽の子供だから受け入れる体制をつくっていかねばなら

ないという、そういった視点も含めて余市養護学校に通う子供については市内の児童センターで、それから今年小樽聾学校の小学校に通う子供は、聾学校の御協力も得て、その学校につくったという中で、障害児の受入れの拡大をしてきたという、一つはそういう経過であります。

ただ一方では、やはり学校で開設しているところというのは、そのほとんどが学校の校舎を利用して、その特別支援学級に通っている子供も受け入れてきました。その中で 3 年生ではなくて障害のある子供については 4 年生まで拡大をしてきたという、そういった努力は福祉部、私ども教育委員会も含めて、それなりにしてきたというふうには思っております。

ただ、先ほど担当課長のほうからもございましたけれども、やはり全体的にはおおむね 10 歳、3 年生までを対象にして、基本的にはそのベースで集団のつくり方も遊びも子供同士のつき合いといいますか、そういった部分もそれをベースにしてつくっている組織の中で、やはり 5 年生、6 年生というふうになった場合、それは障害があるなしではなくて、体の大きさですとか、介護の度合いですとかといった部分も含めて、なかなか放課後児童クラブという枠の中ではつくっていくことが難しい。単独の 1 人の 5 年生の子供を見ていくということは、可能だと思います。ただ、放課後児童クラブというのは、やはり 30 人なりの集団の中で遊びやレクリエーションを通して時間を過ごすという場ですから、その中では難しいだろうという判断をしたということでもあります。

ただ、本会議でも福祉部のほうから答弁をいたしましたけれども、そうしたら、一切そういう子供を受け入れる状態はないのかという部分につきましては、日中一時支援事業ですとか、障害児を対象にしたそういったスキームもあるわけですから、その部分はその子供の状況あるいは放課後児童クラブの持てる限界、そういった部分も含めながら、幾つかの制度の中で選択をお願いする、放課後児童クラブの持ち分あるいは日中一時支援事業の持ち分、そういった部分についての判断はしなければならないというふうに考えています。

菊地委員

これで終わりますけれども、今、部長がおっしゃったこと、学校でやっている放課後児童クラブの施設ではこれ以上見られない。けれども、現に今 6 年生まで、塩谷児童センターでは子供の発達保障もできているし、施設的に可能なのです。それで今度は小樽聾学校のほうだって可能性はありますね。そこができないからといって、すべてを横並びで全部切るとするのは、それはその環境改善をしていけば済むことなので、どうしてそちらの方向に話が行かなかったのかということの問題にしているの、これは引き続きやらせていただきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

山田委員

市立小樽病院について

自民党は今日は、小樽病院に関連して集中的に質問を行いたいと思います。

先般、医療関係者が小樽病院の問題をどのように思っているのか、聞く機会がありました。その方々からは地域医療の中心を担う基幹病院の小樽病院が、このまま打開策を見つけないとなくなってしまうのではないかと危惧しているというお話を聞きました。また、この小樽病院がなくなると市民は大混乱になると心配しています。小樽病院の医療職員の方々からは、現在、懇談会や会議など、前向きな話し合いはほとんどないと聞きます。それは、どうしてかという、医療退職者が増え、抜けたポストを他の職員が補うことになり仕事量が増え、その次に小樽病院で受診できない患者は他の病院に回る。また、他の病院では新たな仕事が増える。市内の医療関係者は、こうした悪循環、後退感を今抱いていると聞きました。また、その医療関係者たちは、小樽病院の体制を以前の活気ある小樽病院に戻していただきたいという願いもされたわけです。

そこで、今回 9 月 16 日に、代表質問で我が党の佐藤議員が質問した項目から、いろいろと確認と追加で伺いたい

と思います。

最初に、この今年 4 月から 7 月にかけて、この四半期は昨年同時期や予算と比較して、入院・外来収益が大きく落ち込み、厳しい状況になったことについて私も危惧している一人です。現在、病院事業会計の収支改善が主な争点となっている現状、予算や資金収支計画の達成に影響を及ぼすと思いますが、業務状況の報告を前期・後期と出されている中、4 か月という途中ですが、今後の改善策をどのように考えているのか、お聞かせください。

まず、1 点目です。資金収支計画を修正する意思はあるのかないか。また、この内容的には平準化若しくはこのマイナス部分を先延ばしにするのかなど、お聞かせ願いたいと思います。2 点目ですが、その 1 点目をしない場合、一般会計から再度の繰入れをするのか、その点もお聞きいたします。3 点目として、1 点目、2 点目もしない場合、まださらに現場で増収策など様々な改善策を行い、資金収支計画を達成するつもりなのか、その方法もお聞かせください。4 点目、その他として何かあればそれもお聞かせ願いたいと思います。

（樽病）総務課長

ただいまの御質問ですが、4 月から 7 月までの 4 か月間におきまして、医業収益に関しましても、入院、外来を合わせまして、1 億 1,100 万円ほど減収となっている状況であります。

このような状況の中で、資金収支計画の修正の意思があるのかという点につきましては、本会議でも答弁させていただきましたとおり、医師が退職するなどの理由から、医業収益の減収も予想されるなど、そういったことも考えられますので、昨年 11 月の市立病院調査特別委員会で示しております資金収支計画の変更は必要というふうに考えております。不良債務の解消計画につきましては、そういう意味で平成 23 年度までの計画で進んでおりますが、今後、不良債務の解消問題としては、財政部とも協議をしていきたいというふうに考えております。

今回の資金収支計画の変更をしない場合、一般会計からの再度の繰入れ等の計画がされるのかということにつきましては、繰入れをしない場合の資金収支計画の変更がない場合につきましては、当然、今予定している不良債務の解消計画と医業収益の乖離が出てきますので、計画の実行ができないということと、これが不良債務解消にもならないといった部分の問題があります。また、資金収支計画の変更がない場合で、繰入れ等のない場合について、患者減に対する対策としましては、基本的にはまず医師を確保することが一番だと思っておりますので、医師確保をした上で、患者に対する必要な医療サービスの提供により、増収を図っていきたいというふうに考えております。

そのほか、増収策といたしましては、現在、取り組んでおります地域医療連携の中で、高度医療機器の紹介や検査機器の紹介等を行い、患者の確保を図りまして、増収につなげていきたいというふうに考えております。

山田委員

1 番目は今後協議するということでもわかりました。2 番目はまだ達成できていないこの乖離の部分、今後、資金収支計画は変更になると思いますので、そこは後ほどまたお聞きいたします。増収策については、今までどおりの医師確保、また紹介制度、患者の確保ということでもわかりました。

それでは、道内で、また本州でも病院の赤字を解消し、黒字に転換された事例もあると思います。そういう事例を研究されていると思いますので、二、三の例を挙げてお聞かせ願いたいと思います。

（樽病）事務局長

赤字を黒字に転換した事例というのはたくさんあるのですが、一番有名な例でいえば、事業管理者をされた武先生が九州の鹿児島市とか埼玉県の病院を立て直したということです。それから、四国で塩谷先生が当時は事業管理者でなくて院長のままですが、坂出市の病院を立て直したということがございます。それらの方は多くの著書も残しておられますので、それは私どもも読んで勉強しておりますが、基本的にはやはり病院の中の活気を取り戻したり、医師を一定程度確保したり、そういうところが基本だと思います。そのほかにも収支の見直しというのは不断にやっておられるのだろうと思っております。

山田委員

そういうわけなのですが、まだまだやはり危機感、閉そく感があるように、私も今の御答弁を聞きまして、ちょっとまだ切り口、また視点が違うという気はしました。

また質問を変えます。

代表質問で佐藤議員が質問しましたが、今年度の退職給付金の予算額について、まず人数、種別についてお聞かせください。

この金額は収支計画に折り込み済みと思いますけれども、平成19年度の給与の削減を行っている観点で20年度はさらに削減に踏み込む計画はあるのか。また、反対に増加するという見込みはあるのか。また、この18年度から19年度で幾らの削減効果があったのか、その点をお答え願いたいと思います。

（樽病）総務課長

まず、退職給付金の関係ですが、平成20年度病院事業会計に計上している予算といたしましては、退職者は医療技術職1名、看護師3名、労務1名でありまして、合計で5名の退職者に対し、1億1,924万3,000円を計上しているところです。19年度につきましては独自削減の5パーセントを含めて10パーセントの削減をしているほか、今年度は期末手当の関係で月数のカット、また期末勤勉手当においては役職加算の廃止などで、病院事業において1億8,292万9,000円ほどの削減を見込んでいるところです。

それと、給与費の19年度と18年度の比較についてですが、18年度におきましては、両院合わせて49億3,358万円、19年度においては48億3,470万円となっております、差し引きしますと、9,887万円ほど、2パーセントほどの削減となっております。

山田委員

今後また来年3月には、医療技術課長1名、看護師主査が3名、助手1名、またさらに関係者の話では病院への不信感また不安があり、来年には退職したいという看護師が30名程度いるとも聞いております。

それで、お聞きいたしますが、職員の満足度調査や改善などの提案について、どういうことをされているのか、また内容についてお聞かせ願います。

（樽病）事務局長

職員の退職のお話がありまして、病院に対する不安、不信ということでお話がありましたけれども、いろいろな方がいると思いますけれども、基本的には病院に対する不信感ということではなくて、小樽市として病院事業を進めてきたわけです。職員もやはり新病院に向けて、モチベーションを高めて取り組んできました。そういう中で、我々が一番危ぐしていた白紙に戻したらという論議も当時ありましたけれども、そうすると医師をはじめとしたスタッフが離散していこうという危ぐの下に、新病院の道を選択してやってきました。今回中断したときも、基本的には統合をやめたわけではなくて、その辺の事情も職員に説明しましたけれども、やはりいったんとまっているという中で、今後10年先はどうなるのかということが不信感というよりも、全体の不安感が大宗を占めていると思います。ですから満足度調査というのは、そういう意味では実施しておりません。

ちょっと御質問の趣旨とずれるかもしれませんが、やはり今新病院自体が一時中断しておりますので、今度どういう形で病院の形をつくっていくのか、どういうふうに進めていくのかという道を、来年度は地方公営企業法を全部適用して事業管理者も設置していきますので、そういう中できちんと示すことによって、やはり職員の今後に対する安心感といいますか、基本的にいって、10年先は保障されている公立病院というのはほとんどないような状態だと思いますので、そういう中でどうやっていくのかという方針をきちんと示すことによって、どうしてもやめていくという職員はいるのかもしれませんが、そういう中で全体として頑張っている病院にしていこうという周知を図ることが今一番大事なのかと考えております。

山田委員

やはり私もそういった意味ではこの病院職員の人材育成、それに今後とも力を入れて改善していただきたいと思っております。

続きまして、佐藤議員の質問で、医師の退職についてお伺いしたところ、御答弁をいただいています。その中から、質問をさせていただきます。

現在進めている、セクションごとの経営改善チームについて、まずこの点でどのような部署から人選をしているのか、また各改善項目の例を挙げて述べていただきたいと思います。

（樽病）事務局次長

経営改善チームのことでございますが、基本的に事務局、看護部、検査科、放射線科、薬局から各 1 名ずつ人選をして、その人がチーフとなってそれぞれの部門の経営改善の項目を検討しているということでございます。今、出てきている案はございますが、検討している最中です。

（樽病）事務局長

補足させていただきますけれども、今いろいろな面でやっていますけれども、基本的な手法は、病院というのは人が動かか機械が動かかということなのです。放射線科については、機械の投資がすごく大きいということで、機械がどれだけ稼働しているのか、例えば 1 日のうちのどのくらい稼働しているのか、あとそのほか検査科、薬局等は人なのです。人がどれだけ 1 日に稼働しているのかということ、いわゆるタイムスタディ調査を徹底しているというのが現状です。その中からどこにどれだけ余力があるのか、逆にいうと、負荷がかかっているところがあるのかということ、これを精査しながら、収益に結びつけることができるのか、そういう作業を今から積み上げていきます。最終的にこの部分というのはやはり患者が減ることによって、やはり減っている部分と減っていない部分が結構ありますので、その分をほかにシフトできるのか、そういう作業を今からやっていくということでございます。

山田委員

続けて 3 点についてお聞きいたします。

まず、経営改善について、御答弁をいただいた専門家のアドバイスですが、それはどのような経歴の方でどのようなことを専門に行っている方で、実際に何を行うのか、お聞かせ願いたいと思います。

2 点目、各部門の個々の職員の業務実態分析などを行うということで御答弁をいただきました。では、どのような項目なのか、どのように利用されるのか、また具体策は何か聞かせていただきたいと思います。

3 点目、業務量の変化に対応できる体制とはどのような部門で、システムはいつから対応できるのかなど、この 3 点についてお聞かせ願いたいと思います。

（樽病）事務局次長

まず、アドバイスをいただいている専門家の方ですが、北海道大学大学院医学研究科で医療システム学分野を研究されている方でございまして、役職としては助手で医師の資格を持つ方でございます。この方の経歴としては、もともと医師でございまして、いろいろな民間、公的病院、公立病院で診療にも実際に当たっておられた方でございます。そういう意味で、非常に多くの病院の経験がございまして、そこの経営の仕方等もノウハウとして持っておられる方でございます。

その後どのようにやっていくのかということで、先ほど小樽病院事務局長のほうからも一定程度の話はさせていただいたのですが、今、具体的に各職場で先ほど言ったように機械とか人の流れ、タイムスタディというのですが、だれがどこでどういう業務を何分くらいやっているのか、そういうのを大体 1 週間程度、部署によって違いますが、そういう整理、調査をしてもらっております。その部署全体として、どの業務に何分の人を割いているか、何人を割いているか、そういうことを調査しております。そこからわかることは、業務量がどの業務でどう変化するとそこからどれくらいの人工が浮いてくるかということをやっています、その中で業務量が変わったときにどう対

応するのか、又はそこから浮いてきた人をどう使うのがいいのか、そういうことをやっております。余裕ができれば、さらには院内全体で部門横断的に応援体制をとるということをやっておりますが、これも、今、北海道大学の先生からアドバイスを受けながらやっているところでございます。

山田委員

今改善の方法はある程度示されたと思います。また、この自治体病院の担う役割とまた今後切り離すべき役割として、今挙げられているのが、全国8,832病院のうち自治体病院は約1,000病院あります。ただ単に数で割れば11.5パーセントです。また病床数では16パーセントですが、機能によっては大きな役割を担っているといえます。

1点目、へき地医療拠点病院、この点では72.3パーセント、救急救命センターでは38.3パーセント、エイズ治療拠点病院では37.9パーセント、地域災害医療センターでは45.3パーセントなど、不採算部門と言われる医療を自治体病院が担う形になっています。

そこで関連してお聞きします。

今回の結核病床の休止の問題であります。確認いたします。説明では医師が確保できれば、すぐにも再開が可能という認識を持ちました。またこの休止をやめて、通常どおりの業務に移る場合の事務手続について、単純に1日でできるものなのか、何日もかかるものなのか。この結核病床を再開した場合の準備期間、また医療現場スタッフなどの再開への準備などがどの程度かかるのか、お教え願いたいと思います。

（樽病）医事課長

結核病床の休止についてのお尋ねでございますけれども、北海道のほうに感染症指定医療機関に関する事務取扱要領というのがございまして、休止に関しましては、休止後10日以内に、その事務取扱要領に載っております様式の休止届けというものを道に提出することになります。

次に、再開につきましては、任意の再開の申出書を市長名で道に提出すれば、再開ということでございます。

それで、どのくらいかかるかということなのですが、当然、医師を確保して、小樽市の職員となった日から再開できますので、昨日決めて今日というわけにはいきませんので、何か月か前から当然医師はこの人が来るのだらうという準備がありますので、医療現場でもその時点から準備は進められると思っております。

山田委員

本当に医師が確保できれば、ある程度の日数を事前にかけて再開できるということがわかりました。

それでは、最後に今この自治体病院の対策がどのような状況で行われてきたか、これはある医療情報の取材ノート的一端をちょっと紹介して終わりたいと思います。

自治体病院の赤字問題は古くから指摘されてきたが、必要悪として加護されてきた。しかし、国も自治体の財政も悪化する中で、行政は改革へと大きくかじを切った。自治体病院に関しても例外ではなく、経済財政諮問会議の意見を受けて、昨年7月に立ち上げられた公立病院改革懇談会、それからわずか半年で公立病院改革ガイドラインが策定され、地方自治体に通知された。その中で病院の統廃合や民間譲渡なども含む、過激とも言われる根本的な改革プランが求められた。自治体に与えられた時間は1年数か月、来年には改革プランを実行に移さなければならない。この改革に従って多くの血が流されることだろう。しかし、いつかは対じしなければならなかった問題だ。これを機会に自治体病院の経営が好転することを期待したい。こういうふうにつながっております。

私もぜひこの機会に自治体病院の経営が好転することを期待して、私の質問は終わります。

濱本委員

私のほうから何点か質問させていただきます。

市立病院改革プランの素案について

まず一つ目は、確認ですが、公立病院改革ガイドラインが出てから、小樽市において市立病院改革プランを策定

するに当たって、9月中に素案を取りまとめる予定であったと思ったのですが、本会議での市長の御答弁をお聞きしていると、素案ではなくて骨子というふうに御答弁をされていたと思うのですが、素案までつくれなくて前段の骨子の段階で北海道と協議するということなのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

（樽病）事務局次長

素案ということで予定をしながら作業を進めてきておりますが、作業は若干遅れぎみでございまして、ぎりぎり間に合うかどうか、素案までいけるか、素案をつくる前に骨組みとしての骨子を示せるかという形で、今のところ骨子までは示したいと思っております。

濱本委員

つくるのは大変で遅れるというのわからないわけではないのですが、それにしても、当初の予定からいけば遅れているわけなので、ぜひとも急いで、骨子といわず、素案までたどり着いていただきたいというふうに思います。

公立病院特例債について

次に、公立病院特例債の話ですが、約18億円程度を見込んでいたという御答弁がございました。この18億円の基になる部分で、経営改善努力、これは給与の削減とか、経費の削減、業務の効率化などを含む経営改善努力、それから不良債務の解消分として繰り入れた額、それらを合わせて18億円程度を見込んでいたというお話でしたが、もう少し細かくこの分で何億円と教えていただければと思います。

（樽病）事務局次長

昨年、公立病院改革ガイドラインで公立病院特例債が打ち出されて、総務省のほうでいろいろと制度について検討されてきました。実際、御質問のときにもありましたが、小樽市としても各党派の方が直接総務省に行っているお話をされましたし、私どもとしても道を通じて制度としてどうなのかという、制度をなるべく適用しやすいものにしてほしいという要望をしてみました。

今の特例債の考え方は、基本的には平成19年度と15年度の不良債務の差を上限とするということでございます。それから、小樽市のような会計処理によって発生した不良債務は特例債の対象にはしないということで、そうなる小樽市の場合はなくなるわけなのですが、そのほかに不良債務を増やさないための努力のために一般会計から繰り入れた金額や、経営改善の努力をした分は特例債の対象にするということが、この春からの制度の中で盛り込まれました。

それで、今約18億円と言いましたが、不良債務解消のために19年度には、一般会計から特別に繰入れをしております。これと不良債務となったときに銀行から借りている一時借入金の利息についても、一般会計から繰り入れておまして、それが約4億2,000万円程度でございます。それから、問題となる経営努力分をどう見るかということでございますが、小樽市は職員給与の独自カットをしておりますので、それらについて今総務省に示していきたいと思っておりますのが9億円程度、それから経費の削減で委託等を進めていますが、そういうもので3億円程度、そのほかに業務の効率化ということで1億円程度、こういうものを合わせて、細かい数字は別にいたしまして、大体18億円程度を要望してまいりたいというふうに考えております。

濱本委員

中身を聞くと、給与の削減が9億円ということで、これが一番多くて半分を占めているということは複雑な思いでありまして、職員の皆さんの給与を削減して、初めてこの金額かというのはいかがかというか、残念な気持ちがあります。経費の削減で3億円、業務の効率化で1億円ですから、ここの部分が本当はもっとたくさんあって、給与の削減がもう少し少なかったほうが良いというような思いもしております。18億円と言わず、20億円ぐらい認めてくれることを望んでおりますけれども、ぜひ1億円でも2億円でも上乘せになるように折衝していただきたいというふうに思います。

公立病院改革ガイドラインについて

次に、公立病院改革ガイドラインの関係なのですが、このガイドラインは昨年暮れに出してから、予算特別委員会で、それから市立病院調査特別委員会でいろいろ議論があったのですが、今ここに市立病院改革プランをつくるに当たって、もう一度読み直してみると、いろいろわからない部分があるので、そのことについてまず何点かお聞きしたいと思います。

まず 1 点目ですが、病院事業会計に対する一般会計負担の、いうなれば算出基準を明確化しなさいということが書かれています。たぶん小樽市においても一般会計から病院事業会計への繰出金については、ルールがあるのだろうと思うのですが、同ガイドラインがあえてこういうことを言っているというのは、ほかの自治体がルールを持っていないのか、持っているのかわかりませんが、そのルールの見直しもしなさいというようなことだということに私は理解していますが、今の繰出金を算定するルールとそれを見直すとすればどのように見直すのか、その点についてお伺いします。

（樽病）事務局次長

もともと公立病院改革ガイドラインでルールを決めるところには、二つの視点があったのかと思います。一つには、一般会計が病院に十分な繰出しをしないことによって、病院が赤字になるのを防ぐ、又は病院の赤字をすべて繰り出すことによって、病院の経営努力をそぐ。逆にルールを決めないで、黒字になったら繰出しをその分減らすということになりますと、病院現場のほうとしては、公立病院であってもなかなかモチベーションも上がらないということもあって、きちんとしたルールの下でやるべきというのがこの趣旨だと思います。

小樽市の場合、過去に不良債務を抱えながら、それを長期借入金にして、それを増えないように病院事業の資金収支で赤字が出ないように今までは繰り出しておりましたけれども、繰出し基準の中で入れてきてはいますが、その基準というものは、個々の問題について経費の算出方法が決まっているもの、決まっていないものがございますので、それらについて調整をしながら入れてきたというのが実態でございますが、今回市立病院改革プランをつくるに当たって、そのルールを財政部のほうと病院のほうできちんと整理をしたい。増えても減ってもこの部分はこのルールに基づいて入れるのだと、そういうものを今整理している最中でございます。

濱本委員

何かちょっと歯切れが悪かったという気もしますが、ちなみに今調整という言葉がありました。今まで小樽市が持っていたこの繰出し基準で一般会計からの繰出金が、例えば基準で積算すると 5 億円だったと。しかし一般会計に余力がないから 4 億円にしていたとか、若しくは繰出しではなくて、当然貸付金ということもあった。本当は例えば 5 億円の繰出金のいわゆる算定がなされたが、一般会計からは 4 億円の繰出しをして、1 億円は貸付金にしたとか、若しくは 5 億円の算定だったけれども、6 億円を一般会計から繰り出したとか、そこら辺について過去の実績として象徴的なものでいいのですが、どうだったのでしょうか。

（樽病）事務局次長

例えば、起債の元利償還とかというのは、もともと交付税なりの算出も決まっておりますので、それは調整等は要りません。不採算部門をどう見るかということで、例えば結核の不採算とか精神の不採算をどういうふうに計算するか。これは小樽市だけではなくて、各自治体さまざまです。例えば、精神だけの収入と支出がきちんと分けられて、そこでの収支不足を見る方法もあるでしょうし、一般病床として利用したときとの差が不採算だという考え方もあるでしょうし、そういうことでございます。そのとり方によって金額はずいぶん変わらなうと思っております。そういう不採算の考え方を、今、財政部と病院のほうでどういうふうにしたらいいのか話し合っているということです。

濱本委員

明確にするということで、今までのルールを多少変える程度で済むのか、大幅に見直さなければならないのか、そこら辺はどうでしょうか。

（樽病）事務局次長

繰出しの基準自体は国で決まっている基準でやりますので、そんなに大きく変わってはいかないとは思いますが、今言った結核とか精神は、今まではそこで不採算を億単位でカウントをしているところですが、それを例えば交付税見合い分だけが結核と精神は繰り出して、それ以上のものは別な形で資金補てんするとか、そういうようなルールの決め方になると思っております。

財政部長

今言いましたように、国のほうが求めている、一般会計からの負担の考え方を整理しなさいという方針が一つあります。それともう一つは、今、公立病院特例債を要望していこうという、いわゆる過去の病院の不良債務が一部振り替わるといことがございます。そういう面からしますと、不良債務の解消の部分について繰出金も入れてきておりますので、そういう状況からしても、今までの一般会計からの繰出金の考え方というのは、やはりかなり変えなければならないと思っております。ただ、そもそも国のほうで言っております繰出しの考え方というのは変わっておりませんので、それぞれの結核、精神、救急、こういうものについて繰出しの対象となるという考え方は大きくは変わっておりませんので、それらを再度整理しながら、病院に対する繰出金について再度精査してみたいというふうに考えてございます。

濱本委員

たぶん相当難しい計算式になっているのだろうと思うのですが、決まった段階でそれをわかりやすく教えていただければというふうに思います。

次に、経営の効率化については、平成23年度決算において単年度収支を均衡させなさいという理解でよろしいでしょうか。それとも22年度決算なのでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

（樽病）事務局次長

公立病院改革プランの計画で3年をめどに経営効率化の目標値を達成するというところでございますので、改革プランを平成20年度当初から始める自治体もございましょうし、小樽市の場合は21年度が初年度と考えておりますので、23年度の経常黒字化というのが公立病院改革ガイドラインで求められているところだと思っております。

濱本委員

そのときに、単年度収支、今経常収支の黒字化というふうにおっしゃいましたが、この経常収支の黒字化という言葉は非常にわかりやすいようで実はわかりにくいというか、単年度収支といっても、経常収支といっても、実はそれは何によって構成されているのかということなのです。例えば一般企業で言えば、基本的に本業部分の総売上から売上原価、いわゆる人件費とか原材料とか光熱水費とか、そういうものを引いたものが粗利益と言われております。そこから販売費や一般管理費、そういうものを引いて営業利益、そこからさらに財務活動損益、いわゆる雑損、雑収入等々を差引きしたところで経常利益というふうになっているのです。さらに、その経常利益から非経常損益、例えば昔は租税公課も確かに入れていたはずですが、租税公課は今売上原価のほうに確かに入れてもいいはずだというふうに記憶していますが、最終的な純利益、いわゆるキャッシュで本当に幾ら残っているのだという、物に変わっている場合もありますけれども、こういう流れになっているのです。病院でいう経常収支の黒字化ということは、いわゆる本業収支、医業収入があって、そこにそれプラス、ほかの例えば一般会計からの繰出し、地方交付税措置額、それから営業外収入等々があって経常収入という形になるのだろうと思っております。それに対して、支出があって、医業支出、それから医業外支出、その他の支出があって、最終的にそこがプラスになればいい。本来見なければならないのは、実は本業の収支が改善されていく姿こそが私はたぶん必要だとは思いますが、ただ単に経常収支が黒字になればそれでいい、単年度収支がゼロになればそれでいいということではないのだろうというふうに思うのですが、そこら辺の御見解はどうでしょうか。

（樽病）事務局次長

全く委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、公立病院の場合には先ほど言いました一般会計からの不採算の補てんとか、元利償還に対する補てん、こういうものは医業外収益で入れますので、先ほど濱本委員が言った本業収支の部分とは離れたところで整理しますので、それらも含めて経常収支だとは思っております。ただ、本来的には医業収支がよくなることに越したことはないというのは、そのとおりだと思います。

濱本委員

それでは、公立病院改革ガイドラインの第 2 の 2 の（ 2 ）の その他の留意事項があります。その中に「 5 ）民間病院と比較可能な形の財務情報の開示」ということがうたわれておまして、病院会計準則、平成 16 年 8 月 19 日付けの厚生労働省医政局長通知というのがあります。それに基づいてつくって開示をなささいということが出ております。ちなみに平成 16 年 8 月 19 日付けの通知のこの病院会計準則というのはどういうものなのか、まず説明していただきたいと思えます。

（樽病）事務局次長

この準則自体は、昭和 40 年にできておまして、当時は厚生労働省ではなくて厚生省だったのですが、病院の的確な経営管理を行うためには、財務状況や運営状況を適正に把握して、ほかの病院との比較などもできる必要があると。そういう中では、ひとつ財務諸表をつくるための一定のルールが必要だろうということで、先ほど言いました昭和 40 年に制定されたものでございます。

その後も環境変化などもありまして、昭和 58 年に 1 回改正がございまして、その後大幅な改正がされたのが、今、濱本委員がおっしゃいました平成 16 年 8 月でございまして、そこで厚生労働省医政局長名で通知がされたところがあります。16 年の改正に至るに当たっても、また医療環境が変わっておりますし、企業会計や公会計の制度、これらの基準もずいぶん変わってきているため、20 年ぶりに改正したというふうに聞いております。

濱本委員

ちなみに、この平成 16 年に改正があり、正式にはこう呼ぶのかどうか分からないのですが、新病院会計準則というのがあって、貸借対照表から損益計算書、財務諸表の書き方があります。これを見ると、わりと民間の決算書に似ているつくりになっているのです。この 16 年に通達が出たときに、例えば市立病院の決算をこれに当てはめて、これに書き直したとかそういうことはありましたでしょうか。

（樽病）事務局次長

それはやっておりません。

濱本委員

やっていないのであれば、例えば平成 19 年度決算はもう出ましたけれども、19 年度決算以降、今までどおりの決算書とこの会計基準ののっとりやり方と、2 通り出すつもりはありますでしょうか。

（樽病）事務局次長

実は私もその会計基準を見て、今私どもは、地方公営企業法に基づいてやっているのですが、勘定科目の仕訳がそれより若干細かく分かれておまして、その細かく分けられるということは、日々の取引の勘定科目をそれだけ分けなければならぬということございまして、かなり困難性もございまして、ただ、研究はしてみたいと思えますが、膨大な取引をそこまで分けられるかどうか、19 年度をやるとすれば、さかのぼって分けなければならない。それができるかできないか、ちょっと研究してみたいと思えます。

濱本委員

平成 19 年度のものででき上がったものなので、それはわかります。さかのぼってやらないといろいろ仕訳が大変だというのはわかるのです。ということは、20 年度分の決算からはやるつもりだというふうに理解していいですか。

（樽病）事務局次長

平成20年度ももう何か月か過ぎておりますけれども、今回、新しく予算をお願いしておりますが、医事会計システムとか医療情報関係のシステムを整理するに当たって、当然こういうことは必要でしょうし、民間の病院と今回話をするに当たっても、そういうものは必要だと思いますので、それに向けてやっていきたいと思っております。ただ、全くやらないというわけではなくて、手作業でできる、この部分はこの細かいのはできないけれども、大まかにはできるということもありますので、その辺は研究してまいりたいと思います。

濱本委員

困難はいろいろあるのでしょうかけれども、できるだけ早急に、例えばすべて大項目、中項目、小項目まで出せとは言いませんけれども、例えば大項目と中項目ぐらいまでは勘定科目のいろいろな入り繰りがあっても何とか整理ができるとか、そういうことはたぶんあるのだらうと思います。ぜひとも早急にそういう資料が出るように尽力していただきたいと思います。

（樽病）事務局長

今、濱本委員がおっしゃったのはわかります。我々も前から言われている原価計算の話もありますので、基本的に目的をきちんとして、何にどう使うのかということをきちんとして取り組んでいきたいと思えます。

それと、先ほど山田委員からの御質問で、専門家のアドバイスを受けているのはどういう方かという点について補足します。大体、外科医で北大中心にいろいろなところに行かれていたのはそうなのですが、2002年に東北大学に濃沼信夫教授という非常に有名な先生で、WHOのほうにも、厚生労働省のほうにも行っておられたその方の講座に博士課程で入学されています。ここがこの先生の基本となっております、現在、今回の北海道の医療計画等の策定にも携わっていらっしゃる、そういう先生でございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時39分

再開 午後 2 時57分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

秋元委員

私のほうからは、代表質問で質問した財政について何点が伺います。

実質公債費比率について

初めに、実質公債費比率について伺いまして、今回、いわゆる地方財政健全化法に基づく本市の実質公債費比率が16.4パーセントと正常値を大きく下回ったことについて伺いまして、算定基準が変わったという御答弁をいただきました。その上で、今後の見通しということで伺ったわけなのですが、まず一つに建設事業の厳選に伴う起債発行額の抑制をします。また、平成19年度から3年間実施する高金利の公的資金の借換え、また公債費負担の適正化によりこの比率を減少させていくとの御答弁がありましたが、まず平成19年度から3年間実施する高金利の公的資金の借換の年度ごとの金額を教えてください。また、公債費負担の適正化策についてなのですが、もう少しこの適正化について具体的にお答えください。

（ 財政 ） 財政課長

初めに、公的資金の繰上償還の年度ごとの金額でございますが、普通会計合計で平成19年度から21年度までで23億円程度でございます。そのうち19年度が約4億5,000万円、20年度が約11億円、それから21年度が約7億5,000万円、このような形になっております。

それから、公債費の適正化の形ですけれども、本年度から公表が義務づけられました地方財政健全化法に基づく基準で、いわゆるイエローカードというものがあありますが、早期健全化基準が25パーセントを超えてしまいますと、財政健全化計画を策定して公債費の適正化に努めていくというような形になっております。また、この実質公債費比率が18パーセントを超えますと、今度は法律が変わりますけれども、地方財政法がありまして、それで一般的な許可団体になってしまう。この許可団体になってしまいますと、公債費負担適正化計画というものをつくって、これも公債費の適正化に努めていかなければならないということになっております。

秋元委員

土地開発公社の先行取得地について

また、財政の問題につきましては、土地開発公社の先行取得地についても伺ったわけなのですが、その中で8件の買戻しに至っていない土地があるという御答弁をいただきました。まずこの8件、そもそもは目的があって購入したものだというふうに思いますけれども、まず利用されていない理由がありましたらお答えください。また、利用されている部分がありましたら、どのように利用しているのか、その辺もお答えください。

（ 財政 ） 契約管財課長

土地開発公社のまだ市が買戻しに至っていない土地8件の内容でございますけれども、昭和五十六、七年度からかけて取得した土地、それから平成に入ってから取得した土地とございますけれども、私どもとしてはこれらの土地についてはただ管理といいますか、ただ保有しているだけではなくて、有効に使えればということで考えてございまして、現在、築港地区の民間の施設に駐車場として貸しているところが1件、それから市の公共施設の駐車場としている利用しているところが2件、それから冬期間の雪捨て場として利用しているところが1件といったような内容でございます。

秋元委員

また、売却の予定についても伺ったわけなのですが、この売却のめどがわかればお答えください。また、例えば土地開発公社としての独自の売却計画、売却予定がありましたら、お答えください。

（ 財政 ） 契約管財課長

まず、土地開発公社の買戻しの今後のめどということでございますけれども、今、公社が保有している土地の中では、旧手宮線跡地につきましては、北運河も含めた中で、その活用策について検討は進んでいるというふうには聞いてございますけれども、その他の土地につきましては、今後の利用方針といいますか、事業化が明確になっておりませんので、買戻しの具体的なスケジュールを示せる状況ではございません。

また、公社独自の処分ということでございますけれども、総務省通知では将来にわたって当該土地の利用見通しがない場合に、公社が独自に処分することは可能でございますけれども、現在、私どもで保有している土地の中には、都市計画決定された道路や公園の敷地あるいは市街化調整区域にある土地ということで、公社独自の処分は困難と思われる土地もございますし、また民間での利用が可能かと思われる土地も二、三ございますけれども、先ほど申し上げましたように、民間施設の駐車場ですとか、市の公的施設の駐車場で利用されているということもございまして、その辺の利用調整などについて市と十分協議をしながら進めていかなければいけないというふうに思っております。

それともう一点、考えなければいけない点といたしましては、公社の処分というのはあくまでも簿価というのが原則になっておりますけれども、公社が民間に売却する場合には、実勢価格といいますか、いわゆる時価で売却す

ることになりますので、そうすると、実勢価格と簿価とのいわゆる差損といいますが、差額損が発生いたしますので、こういったところもございまして、市との協議は十分やっていかなければいけないというふうには考えております。

秋元委員

先行取得地に関しましては、債務ということで、実際に何年で買い戻すというような規定というものはあるのでしょうか。

（財政）契約管財課長

土地開発公社の根拠規定であります公有地の拡大の推進に関する法律などでは、公社が取得後何年以内に市が買戻しをしなければいけないというような規定というのは特にございません。ただ、市と公社の覚書の中で、買取りの時期が記載されておりまして、この買取りの時期については、これまで市の事業見通しに合わせて延長を行ってきているというのが現状でございます。

なお、平成12年度に総務省から公社の先行取得に当たっては、市による買戻しを明確にするという意味で、予算で債務負担行為として定めなければならないという通知がございましたけれども、この通知以降、最初の取得となったのが、平成18年度の旧手宮線跡地でございますけれども、これにつきましては5年間の債務負担行為が設定されております。

秋元委員

金額につきましても8億1,799万円ということで、将来負担比率に含まれる部分が3.1パーセントということでありました。私が考えていた以上に比率的には低かったのですけれども、金額的には8億円を超えているということで、非常に多額な部分だというふうに思いますので、ぜひ適正に運用されるようお願いしたいというふうに思います。

学校支援地域本部事業について

続きまして、教育に関連いたしまして、何点が伺いたいと思います

初めに、先日、代表質問でも聞いた部分なのですが、まず学校支援ボランティアにつきまして伺いました。また、国の施策のうちの、学校支援地域本部事業という制度があるけれども利用できないものかという話をさせていただきました。代表質問でも話したのですが、財政的な支援が受けられるということで、例えば本市にしてみれば、非常に厳しい財政状況の中でさらにきめ細やかな教育をしていくという部分では、ぜひ使えないものかというふうに思ってお聞きしたのですが、取り入れる現状にはないという御答弁だったのですが、もう少し詳しく取り入れないというふうに至った理由をお聞かせいただきたいと思います。

（教育）生涯学習課長

ただいま御質問がありました学校支援地域本部事業についてですが、これは今年度から3か年の委託事業ということで、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備するというところでございます。基本的には中学校区に一つの本部をつくって行うもので、その目的としては教員が子供と向き合う時間を確保する、二つ目としては地域の住民が生涯学習で学んだことを生かす場をつくっていく、三つ目としてひいては地域教育力の活性化を図るということでございます。

この事業の中で示されているメニューの中で、既に小樽市のほうでは学校支援ボランティアの取組を実際に行っております。代表質問でも答弁してございますが、学習面それから部活動の支援、花壇などの環境整備、さらには登下校の安全確保、それぞれについて各学校のニーズと、それから地域の特性を踏まえてボランティアの方と学校が顔の見える形で事業を進めておりますので、これを運営するに当たりましては、これから申し上げるような心配される面もあるということで、しないということで結論に至りました。

その一つとしては、ただいま申し上げましたように、地域の特性であるとか、学校のニーズに合わせてそれぞれ

行っている学校支援が、地域本部事業という形の制度を導入することによって、これまでの仕組みというものが壊れてしまうというおそれがあること。それからもう一つ、学校支援ボランティアは基本的に無償なのですが、コーディネートする地域コーディネーターという方を雇用するということになるのですが、この方は有償ということで、ボランティアスタッフの待遇に差が生じるということもございます。さらには、先ほど教員が子供と向き合う時間の確保という目的があると申し上げましたが、教員の負担軽減を主なものというものの、実際には教頭などの負担が増えるということで、負担軽減にならないおそれもあるのではないかとこのように考えております。最後に申し上げますのは、今回 3 か年限定の委託事業ということでございましたので、3 か年この事業を委託してみて、運営資金を使ったその後、現在の本市の財政状況の中から、その後の財源について当てがあるのだろうかということで、その際事業の縮小であるとか、それに伴って現場の混乱も起こり得るのではないかとこの懸念もございまして、今回は従来から進めている学校支援ボランティアの活動を小樽市の仕組みの中で充実させるということを選択して、この事業についてはでき得ないという結論が出されたものでございます。

秋元委員

私がこの事業を取り上げた理由のうちの一つとして、後からも出てきますけれども、実際地域によって学校支援ボランティアに積極的に取り組んでいる地域もあれば、なかなかやはり進んでいないというような地域もあるというふうに聞いています。全部が全部平均に一律になればいいのかもしれませんが、なかなかそうもっていないという現状を踏まえて、これをではどうやって学校支援ボランティアの人たちを満遍なくといったらおかしいですけども、今、人手が足りていない地域に派遣してといいますか、そういった学校支援ボランティアの人たちを置いて活用していくのかという問題を、どのように考えているのかという部分も含めて、今回こういうものもありますという提案だったのです。今後この学校支援ボランティアの人数を増やすのかどうかわかりませんが、もっときめ細かく対応していくという部分で、今手薄になっている地域にどうやって学校支援ボランティアを増やしていくかというような、そういう話し合いなどはされているのでしょうか。

（教育）学校教育課長

支援ボランティアの関係で、地域で温度差があるのではないかとこのお尋ねでございますけれども、確かに学校と申しますか、地域によっては活用度合いの低いところあるいは高いところと、ばらつきが若干ありますけれども、それは主に原因としまして、確かに地域の人材がなかなか見当たらないという面もひとつあると思いますので、今、各学校でどういうボランティアの活用がされているのか、人材はどうなっているのかというボランティア活用について学校間における情報交換やあるいは情報共有を進めながら、このボランティア活用を充実させていきたいというふうに考えております。

秋元委員

充実と言いましても、どんどん期限といいますか、日にちはたっていくわけで、一日も早くやはり充実した学校支援ボランティア制度が行き渡ればというふうには考えているのですが、先日教育長の御答弁にもありましたけれども、片や教育のサポートをしている人もいれば、片や例えば花壇やそういう場所の整備に力をかしている方もいるというふうに伺っておりました。私が今回埼玉県志木市を紹介したのは、当然全く同じことはできないと思いますし、人口規模的にもやはり小樽市の半分ぐらいです。また、中学校も 4 校しかないような市でしたから、いろいろ柔軟な考え方もできると思うのですが、代表質問で話したとおり、小樽市独自として問題をどういうふうにとらえているのか、また、では今言っていたようにばらつきのある学校支援ボランティアをいつまでにどの程度まで配置して、例えばいろいろ手伝っていただいている部分を支援していくのかというのが見えないのです。あおばとプランを見ますと、この中には学校支援ボランティアを登録するということがありますが、実際は登録されていないという御答弁もありました。それでいろいろと現状もあるのでしょうか、私が言いたいのは、教育の部分だけでも、例えば私の知っている方で教員を退職されて、地域のボラ

ンティア活動というか、学校支援ボランティアをされている方もいるのですが、実は自分はその地域だけではなくて、もっと広い意味で、例えば小樽市全域でも言われれば行きたいというような考えがあるという方もいらっしゃるの、例えば登録制にして、そういう方がいればどんどん手薄なところに派遣できるようなことも考えるといいいのではないかとこのように思うのですけれども、この辺はどうでしょうか。

教育部長

今、委員がおっしゃるとおりだと思います。教育長のほうから代表質問でも答弁しましたけれども、各学校でいろいろな取組はしています。いろいろな方々にお手伝いいただいているのです。今言われておりますとおり、その方が自分の地域の学校だから手伝っているという方もいらっしゃると思いますし、いやもっといろいろな学校で要望というのか、自分のところにも来てくれというのであれば、どこでも行きますなど、いろいろな場合がまず一つあると思うのです。ですから、各学校でいろいろ手伝っていただいている方の現状というのは、それぞれ各学校で押さえていますので、それぞれ来ていただいている方が、まずどういうスタンスといたらおかしいのですけれども、どこまでやっていただけるのか、その辺をやはりきちんと整理をして、その名簿化といいますか、データ化といいますか、そういうことはまずひとつしなければならぬだろうというのが課題としてひとつあるだろうとは思っています。

ただ、私どものほうでもなかなかややこしいわけではないのですけれども、これは内部の連携のことなのですが、国の予算としては社会教育部門でついてくる予算なのですけれども、やはり現実には学校ボランティアですから、学校の中でどう取り組むのかということなものですから、その辺をもう少し、当然これは100パーセント教育委員会の仕事ですけれども、風通しをよくしながら、実態を押さえて、その活用の方法、拡大ということでどういう視点から見ていけるのか、その辺も十分踏まえながら進めていきたいというふうに思っています。

それで、答弁でも申し上げましたけれども、現状、国の予算措置は平成20年度限りなのですけれども、4月に出了ました国の教育振興基本計画の中でも重点課題として掲げられていますので、今後国の予算的にどのような扱いになるのか、その辺も見ながら対応していかなければならないというふうに思っています。

秋元委員

学習到達度調査の実施について

次に、あおばとプランの中からですが、学習到達度調査の実施ということで、中に子供一人一人の学習の到達度を客観的に評価して、学習指導を改善するというような内容がありました。まず、これまでの取組の状況と学習指導を評価して改善するというふうにありますので、どのような改善がされてきたのかということについてお答えください。

（教育）指導室主幹

平成18年度には市独自の学習到達度調査を行い、昨年度と今年度につきましては、文部科学省の全国学力・学習状況調査によってその児童・生徒の学力等の実態を、一部ではありますが把握いたしました。それを基に、小樽市教育委員会としては、その分析と昨年度につきましては五つの指導改善のポイントを示しまして、各学校ではそれらと自校の課題を踏まえて、それぞれ改善プランを作成し、取組を進めているところでございます。

秋元委員

各学校の改善プランは公表されないのですか。

（教育）指導室主幹

全市的に教育委員会が取りまとめて周知しているということではございませんが、各学校において、学校だより等で周知をしているというふうになっております。

秋元委員

それであれば、あまり詳しい内容は公表していないということですね。

私が聞きたいのは、PTAの方からは、小樽市内の各学校によって、例えば中心部の学校と、ちょっと中心部から離れた学校では学力に差があるのではないかというお話をよくいただいております。私の子供もまだ小学校、中学校に行っていますけれども、実際やはり自分でもそう感じる部分があるのです。そういうことがありますかと聞くと、教育委員会はありませんかと答えるのでしょけれども、実際はその実態はそういうやはり保護者やPTAの中では、そういう認識があるということで、この辺をどういうふうにとらえて、ないと言うのであれば、ではどのようにないのかという説明といえますか、ただないのだと言われても、では何をもって同じぐらいのレベルなのだというような話をされるのかということを知りたいのです。

（教育）指導室長

それぞれの学校、小学校27校、中学校14校、全部で41校ありますけれども、それぞれの学校の児童・生徒の実態、地域の実情によって、さまざまな課題があります。その課題が学力テスト等ではっきりわかっているわけなのです。ですから、一概に同じ課題があるとは言えないから、学校によって差があるということは比較はできないのです。正答率で比較するという事はちょっと避けたいと思うので、今、大事なことは、各学校でどんな課題を抱えているか、それを改善するためにどうしたらいいのか、その課題を含めてどの子にも確かな学力をつけるために、いろいろな学力調査をしているわけなのです。ですから、教育委員会としてはどの学校でも、どの地域においても確かな学力をつける、差がない力をつけていただきたいということで、取り組んでいるところでございます。

秋元委員

何かよくわからないのですが、私たちもお話をいただいたら、やはり説明する責任があるといいますが、やはり小樽市としてこう教育に取り組んでいますという話をしなければならぬ場面も多々あるわけですので、わかりやすい話をしていただきたいのですけれども、なかなかかみ合わない話になっておりまして、では何をもって判断するのかという、これまでも議論されてきました全国学力・学習状況調査もあるでしょうし、それは例えば教育委員会であったり、各学校の教員の方たちが知っていますと。ところが、その内容は公表されません。ここが困った部分です。では、私たちが教育委員会の方に聞いても何をもって同じぐらいのレベルであるというのか。また、その内容は公表できません。当然、教員の方に聞いても公表してもらえない。こういう現状を踏まえて、では、この保護者の方が学力に差があると思っている以上は、やはり何を根拠に同じレベルの教育をされているというのか。各学校にあるこの課題をクリアしていくとは言いますが、全く見えてこないのです。まずは、それが一つなのです。たぶんこれはずっと言っても水かけ論なのでしょうけれども、だからそういう意味で私たちにも、ぜひわかるような説明をしていただきたいというふうに思います。間違いなく判断している一つは全国学力・学習状況調査なわけなのですね、どうですか。

教育長

先日からも申していますように、小樽市というよりも、全国のほとんどの市町村で公表しないというのは、やはり子供たちに選別、差別そういうのを持っては困るという大前提に立ってございますが、はっきり言えますことは、日本じゅうどの学校も国語なり算数なり、文部科学省の検定を受けて合格した教科書を使っているものですから、もちろん小樽市でいいますと、どこの学校もその教科書を使えば、同じような学力がつくのではないかという前提では思っておりますし、最終的に、学力がつくつかつかないかというのは、やはり子供たちが興味、関心、意欲を持って取り組むか取り組まないかによると思うのです。親は塾に通わせていると力がつくという思いで、そうなりますと塾の近いところですが、そういう子供たちの多い学校は、力がつくのではないかという、私はそれは誤解ではないかというふうに思っております。

それで、教科書だけでは、過不足があるので、全国で絶対これは教えてほしいというのが教科書以外のものもたくさんございますので、せめて小樽の子供にはということで、あおばとプランで網羅的に3年前から提示してきたところでございます。

そういうことで、委員のほうから見ますと、学力の差があるのではないかということですが、一応教材、つまり教科書、それからあおばとプランに掲げているものを各学校が子供たちに意欲を持って取り組ませると、私は決して差は開くものではないと思いますし、何度も申していますように、全国学力・学習状況調査は、例えば興味、関心、意欲も測定できますが、計算でありますとか、漢字でありますとか、その応用でありまして、すべてを網羅するところではありません。特にこれからは表現力とか、想像力とか、そういうのもまだまだ求められている時代でございますので、そういう面で、私はそれぞれの学校が全力で取り組んでいるからには差はついていないものという認識ではあります。

秋元委員

難しい問題だというふうには思うのですが、なかなかすぐ、はい、そうですねというふうには納得できないわけなのですけれども、だからこそ、小樽市の特色ある取組といいますか、各学校の取組も教えていただきたいと思えますし、すばらしい教員の話も多々聞いていますし、本当に悩みながら取り組んでいただいているというふうには思うのです。ただやはり今の状況では限界があるのではなからうかと。例えば教える教員の中にも、多忙でこれ以上放課後に生徒に勉強を教えることができないとかという方もいるというふうには思いますし、実際にそういう話も聞いています。その上で、授業の中で教えることと、当然塾に行っている子供もいるでしょうし、塾に行かせたいけれども、お金がなくて行かせられないという方も実際にいるわけで、では学校としては、本当に一人一人の生徒に間違いなくみんなが同じレベルの教育環境にあるのかという話をしたら、希望してくる子供には教えているという御答弁をいただいたのです。それはやはり言ってくれば教えるけれども、言っていない子供には特にこちらからはしないというような受け止め方をしたのですけれども、これはそういう生徒への周知などはされているのでしょうか。

（教育）指導室主幹

放課後等の学習についてだと思ふのですけれども、先ほど特に中学校で希望、ここがわからないので教えてくださいという場合については、当然それについてはいつでも教えるという形で、あと日ごろの授業の中とかでも、又は学級担任の教員とか小学校の教員もそうですけれども、休み時間でも放課後でも、わからないときはいつでも聞きにおいでと、そういう会話というものは日ごろからされていると思っております。

秋元委員

そう言って行ける子供はいいのですけれども、なかなか言えずにいる子供もいるわけで、だからこそやはり埼玉県県志木市の学校独自で、このクラスは数学の基礎を教えるとか、このクラスは英語の文法を教えるとか、そういう特色のある自分の学校の実情に合わせて独自でやっているわけで、その辺もぜひ今の状態が決していいというふうには私自身も思っておりませんし、ぜひもっと積極的な取組をしていただきたいというふうには思います。

1校1実践の実施について

次に、きめ細かな指導の充実ということで、今の話にもつながってくるのですが、基礎基本の定着ということで、1校1実践の実施ということで取り組んでいるという話を聞きましたので、ぜひ何か特色的な取組をされている学校がありましたら、教えてください。

（教育）指導室主幹

一つの例でございますが、例えば一つの学級で複数の教員が指導に当たるチーム・ティーチング又は日課表に朝の時間帯10分間程度の自習時間を設けるという取組をしているところもございます。

秋元委員

もうちょっと何か具体的な話が聞けるかと思ったのですけれども、その部分なのです。要するにこの学校で特色的にチーム・ティーチングやっているという、それだけではなくて、その効果を聞きたいのですけれども、どうでしょうか。

（教育）指導室長

1 校 1 実践というのは、それぞれの学校でその課題に応じて特色ある学力向上の取組をどの学校でもやろうということで、あおばとプランにのせているわけなのですが、その取組の集約をしているのですが、多いのは小学校ではドリル学習です。今、主幹のほうから説明しましたけれども、朝の10分間程度の時間を設定して、国語の漢字とか計算のドリル学習に取り組んでいるところが結構多くなっています。また、表現力が自分の学校では弱いということで、国語の研究に力を入れて、そしてそれを自校の特色としている学校もございます。また、中学校では、朝自習の取組をしているところもありますし、それから放課後の補充指導ということで取り組んでいる学校もあります。また、英語や数学の習熟度別選択学習という、そういうものに取り組んでいる学校もございます。

秋元委員

学校評価と情報公開の充実について

次に行きたいと思いますけれども、学校評価と情報公開の充実という部分がありまして、教育の質を高めていくということが書かれておりました。その中で、自己評価や外部評価の実施と公開ということがあったのですが、まず自己評価と外部評価の公表の仕方ですが、どのようにされているのか。また、例えば何年ぐらい前から行って、例えば1年に1回なのか、2回なのか、そういうものもわかれば教えてください。

（教育）指導室長

学校評価の自己評価の部分については、学校の設置基準の中で平成14年に示されております。そのころから、自己評価に取り組む学校がどんどん増えてきておりまして、昨年度でいいますと、全学校で自己評価には取り組んでおります。ただ、公開の部分についてはまだ不十分で、昨年度末ぐらいで、約30校が公開はしているということになっております。19年度に学校教育法の改正がありまして、20年度からは学校評価が義務づけられておりますので、学校評価では今年度から自己評価は必ずしなくてははいけない。それから、学校関係者評価もしなくてははいけない。その結果について保護者や地域に公開しなくてははいけない。その公開の方法につきましては、学校だより又はホームページ、保護者会、そういうところで保護者や地域の方々々に説明する。また、その内容につきましては、成果の上がった教育活動はどういうことがあるのか。また、改善充実が必要な課題はどういうものがあるのか、それから具体策を交えて公開をしていくというふうになっております。

秋元委員

外部評価については。

（教育）指導室長

先ほど申しました学校関係者評価が、外部評価という位置づけになります。これまでの保護者評価というものも行われていたのですが、保護者評価につきましては、自己評価を補完するものという位置づけになっております。

秋元委員

例えば評価の項目なのですが、これについては何か各学校に対して決められているのか、そうではなくて各学校ばらばらなのか、その辺はどうなのでしょう。

（教育）指導室長

評価項目の設定につきましては、文部科学省から出されております評価のガイドラインに12分野にわたって例示がされております。例えば教育課程とか学習指導、生徒指導、保健管理とか安全管理、研修、保護者との連携など、そういう分野が示されておりまして、それに基づいて自校の重点目標に合わせて、それらを参考にしながら評価項目を設定することになっています。

秋元委員

この自己評価と外部評価、平成20年度が終わった時点で公表されるということですので、私もこの評価を見て、また話をさせていただきたいというふうに思います。

学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会について

学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会が行われましたけれども、私も 4 会場で参加させていただきましたし、お話を伺わせていただきました。その中で感じたことが何点かありまして、まず 1 点目なのですが、やはり教育長も先日御答弁されていたとおり、参加者が非常に少なかったというふうに思います。また、私が参加した会場では、質問の項目としても同じような議論がされていたというふうに感じました。

その原因といたしますか、まず一つは、私自身は参加している知り合いから聞いたら、やはり参加された方々はもうちょっと市としての具体的な何かが示されるのかと思っていただと。ところが、やはりそういうものではなくて、基本的な考え方について示されただけであって、なかなかそれについてどう議論するのかというように困っている方もいました。その中で、私自身ももうちょっと教育委員会として、市として具体的な何かを示すべきだったのではないかというふうに思うのです。

その上で、ひとつ疑問に思ったのが、前回の小学校適正配置計画で、例えば堺小学校が廃校になりましたけれども、その時点で、例えば量徳小学校とか堺小学校の付近の学校がまずひとつ対象になりました。もう一つは手宮地域の学校も対象になりましたけれども、今回はそういう学校名とかが公表されていませんし、まだ議論されてないのですけれども、これはどうしてそういうふうになったのか。それと、前はなぜその学校が対象になって、今回は対象になっていないのかという、この辺の考え方をお聞きしたいと思います。

（教育）山村主幹

先般の学校規模・配置の適正化にかかわる地域懇談会の関係でございます。今、秋元委員のお尋ねの件ですけれども、実はこの学校適正配置の問題というのは、平成13年4月に中学校を実施いたしました。その後、16年10月に小学校の実施計画案というものを公表いたしました。そのときに、今お話がありました南小樽地区の学校、それから手宮地区の学校についてそういう実施計画案を示したわけです。それについての説明会をその後やっていたわけですけれども、前回の16年10月に実施計画案を策定したのですけれども、その1年前の15年10月から11月にかけて、市内13会場でその当時の小学校適正配置の考え方について、当時の少子化、将来推計などについての現状と、それからその当時持っていた適正配置の考え方、基本方針及び実施方針というのがあったのですけれども、そういったものを含めて、全市でそういう説明会を行いました。

今回はそういう意味でいうと、具体的な学校名を示した実施計画案の説明会ではなかったものですから、どの学校がどういう形になるというような形での懇談会ではありませんでしたので、ちょっと置かれている状況の場面が異なるということになりました。

秋元委員

私が聞いたところによりますと、資料にも載っているのですが、地域懇談会があつて適正化計画案があつてパブリックコメントがあつて地域説明会を経て、適正化計画、そして地区実施計画になると。この初めて地区実施計画で学校の名前が明らかにされるという話だったのですけれども、この先の議論というのは、たぶんこの学校の名前が示されて初めて議論が深まっていくというふうに思うのですが、この示された資料はここで終わりになっていて、当然ここから先に進んでいくのでしょうかけれども、この先というのは、どういうふうに考えているのか。また、この地区実施計画が示される時期なのですから、これはいつぐらいになるのでしょうか。

（教育）山村主幹

地区実施計画がどういう形になるかについては、まだ適正化計画案の今作業の段階ですので、その後ということになりますので、実施計画自体がいつごろになるか、あるいはその実施計画の後、実際の実施計画ですから、年次計画になると思うのですが、実際にそういう年次計画に基づいて適正化が行われるということについては、今の段階ではまだ示すことができないということで、御了解をお願いします。

秋元委員

今言ったとおり、たぶん各学校の校名が明らかになって初めて議論が深まるというふうに考えれば、そこから結構な時間がかかると思うのです。学校の名前を示してわかりましたとなればいいのですけれども、当然そこからいろいろな意見もあるでしょうし、議論も出てくるというふうに思うのです。この地区実施計画、学校の名前が出る時期がはっきりしていないという、いつ議論が深まっていくのかという、ここが非常に疑問に思うわけなのです。その中でその間にまだまだパブリックコメントですとか、地域説明会をやっていかなければいけないという現状を踏まえて、では1年先なのか、2年先なのか、もっと先なのかというふうに感じるのですけれども、大体1年以内にまとめるような計画ですとか、例えばこの地域懇談会の話の内容をまとめて適正化計画案が出るのでしょうか、この計画案はいつごろ示される予定なのでしょうか。

（教育）山村主幹

適正化計画案につきましては、平成20年度内を目途に今作業を進めているところであります。

秋元委員

平成20年度内ということで、例えばぎりぎり来年の3月になるかもしれないと。その部分も踏まえて、パブリックコメントの期間も踏まえて、パブリックコメントにどのくらい、何か月程度とるつもりなのか、また地域説明会、今回は中学校の会場だけでも1か月ほどかかったわけですが、それも踏まえて適正化計画というふうに計算していくと、大まかな年度、大体の期間、大まかな基準といえますか、これがわからないのかというふうに思うのですけれども、これはどうでしょうか。

教育部長

今、担当主幹のほうから申し上げたとおり、繰り返しになってしまうのですけれども、実は本年6月24日に行いました学校適正配置等調査特別委員会、その段階で一定の今後のスケジュールは出ささせていただいております。今、主幹のほうからありましたとおり、平成20年度をめどに案を策定して、その後、当然特別委員会にも報告しながら、地域説明会等も開催していきたいというふうに思っております。ただ、今回の7月に行いました懇談会の中でも、地域の皆さんから耐震化の問題なり、あるいはスケジュールの問題なり、いろいろなことも出されました。ですから、そういった部分も踏まえながら、考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、この考え方の中でも示しておりますとおり、適正配置とそれから耐震化の問題、これは切り離せない問題ともなっていますので、当然耐震化の部分というのは、財政の問題というのが出てきますので、そういったものもやはり関係部局とも協議しながら進めていかなければならないだろう。ただ、現状で考えているのは、6月の特別委員会に示した日程に沿って進めていきたいというふうには思っております。

秋元委員

心配するのは、今、せっかく議論されていても、自分の子供が卒業してしまうと、なかなか関係なくなってしまうというたらいおかしいのですけれども、どんどん保護者の方が変わっていくので、議論もどんどん変わっていったまうというようなことはないのかということもひとつありますし、やはり参加されている方の中からも具体的にある意味、校名なりを示してもらわないと議論できないという声も聞かれますので、ぜひ早く議論をしていただきたい。また私も知っている限り、壁が崩れている小学校もあります。非常にびっくりしたのですけれども、校名はあえてここでは明かしませんけれども、保護者の方から言われて見に行ったら、本当に壁がはがれていた学校もありました。後で話しますけれども、本当にけがをしないのかどうなのかという部分でも心配しますし、ぜひ議論を早めていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

齋藤（博）委員

放課後児童クラブの障害児の受入れについて

前段の共産党の菊地委員と教育委員会の放課後児童クラブでの障害を持った子供の扱いの部分の議論を聞かせてもらって、ずいぶん違うという思いは強くしています。

私が代表質問で取り上げているのは、ひとつこういうケースがあって、この子供の場合はどうなっていくのだろうという話をさせていただきました。ですから、いろいろな条件とか経過も含めて話させていただきました。ただ、要は代表質問の御答弁、それから今日の議論を聞いていると、小樽市というか、小樽市教育委員会のほうは制度を動かしてきているというようなことが明らかになってきているというふうに思います。それは学年で放課後児童クラブの障害児の受入れをしてきているということで明らかだと思います。

代表質問の御答弁では、指導員の持っている条件、それからそこでは学校施設と言っているのですが、私は、学校の施設だと思っていたのですけれども、それ以外のいろいろなところでやっている施設の条件、それからその子供にとってどうなのか、それから同じクラスに在籍する子供にとってどうなのか、集団生活とかになってきますので、そういうところをいろいろ考えているのだろうというふうに思っていました。

今日いろいろ聞かせてもらったのを、改めて精査して、次回にきちんと議論させていただきたいと思うのですが、やはり障害を持った子供は千差万別であって、これはここで言うまでもないですが、受け入れる条件もいろいろあるのです。8メートル四方の小学校の空き教室ではなくて、あいているスペースでやっているクラブもあるわけですし、極端な一つの例で言えば、聾学校の中につくっている場合もあります。いろいろなケースがあるわけですから、機械的に学年で切るというのも一つの方法ですが、私はもっとやはりケース・バイ・ケースという問題も、今後、議論していかないと、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、差別と区別の問題だというふうに思いますので、このところは改めて議論させてもらいたいというふうに思います。

話がひとり歩きしているふうになって、私が取り上げた問題と、今、教育委員会が提議しようとしていることの間にはずいぶんかい離があるものですから、もう一度基本に戻って議論させてもらいますが、今日はやりません。改めてやらせていただきたいと思います。

自治基本条例について

自治基本条例とパブリックコメント手続についてお尋ねします。

最初に、自治基本条例について代表質問でも何点かお伺いしました。改めて少し中身を整理しておきたいというふうに思っております。

総合計画の懇談会の中で、市民の皆さんにいろいろ話をしたと、問題提起をしたという話を聞かされました。それに対して御意見はなかったということで、私はそれ自体が、それもそうだろうというふうには受け止めます。小樽市がいいものをつくろうとしているときに、そういった大きな意見がないというのも一つの反応だと私は思うのです。ただ、そのときに配られた資料についてまず何点かお聞きしたいと思います。

最初に、配られた資料の中に、自治基本条例とは何ですかという設定をして市民の皆さんに自治基本条例について小樽市で説明している部分があります。まず、その部分をもう一度お聞かせください。

（総務）企画政策室渡辺主幹

昨年の8月でございますけれども、総合計画の懇談会の中で、私どものほうから自治基本条例を説明するに当たりまして、基本的にそれを市民の皆様が自治基本条例自体によくなじみがないという中で、なるべく簡単に市のほうで説明できないかということをつくった1枚裏表の資料の中に、自治基本条例は何ですかという部分を問いかけをいたしまして、それに対しての答えとして「まちづくりの基本理念や市政運営の基本的なルールを定めたものです。具体的には市民、議会、行政の役割や責任を規定し、まちづくりへの参加や協働などの仕組みを示したもので、自治基本条例は自治体の憲法とも言われております」というような内容でございます。

齋藤（博）委員

その次に、唐突だったというようなこともあったのでしょうかけれども、設問として今なぜ必要なのですかということを設定しているのですけれども、それに対してどういうふうに答えていますか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

なぜ今必要なのですかという問いに対しまして、「近年地方分権が推進され、国と地方が対等の関係になり、地方自治体の役割と責任が増えました。また、少子高齢化が進展する中、地方自治体の財政状況が悪化し、多様化する市民ニーズにこたえることは難しくなっています。このようなことから、市民の皆さんとまちづくりを進めていくには、市政運営の基本的な事項を条例で、市民の皆さんとの約束として定めておくことが必要だからです」ということです。

齋藤（博）委員

最後に、どんなことが条例に書かれているのですかというような設問をしていますけれども、それに対してどういうふうに答えていますか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

「現在、多くの市町村で自治基本条例が制定されており、それぞれの団体で条例に規定される内容は異なっています。一般的には自治体運営の目標、理念、自治体運営の基本原則、例えば情報共有の原則、情報の権利、説明責任、市民参加などなのですけれども、そのほかに として市民の権利と責務、議会や市長、職員の役割と責務、市民参加の手續、保障などが記載されている」ということが書いてございます。

齋藤（博）委員

最後のところで、市民参加の手續と保障というようなことで、何点が具体的な例を挙げていると思うのですけれども、どういうことか、聞かせください。

（総務）企画政策室渡辺主幹

その具体的な例といたしまして、審議会等への市民参加とか、パブリックコメントなどということで記載しております。

齋藤（博）委員

一昨日の代表質問で、私はこの条例化に向けた取組について市長の御見解を聞いております。まず市長にお尋ねしたいのですけれども、今話しているこの自治基本条例とは何ですかとか、なぜ今必要なのですかとか、そこにはどのようなことが書かれていますかというようなことでわかりやすく書いているわけなのです。市長が前の選挙のときのパンフレットに、自治基本条例もつくっていかねばならないというふうになっているわけなのですけれども、その思いと、市長の部下で、市の内部でつくっているのだから、違うことが書いてあるわけがないとは思いますが、今すぐわかりやすく言われているこの自治基本条例の目的、必要性、中身について、市長としてはこの辺についてどのように考えているのですか。今改めて聞かせていただきたいと思えます。

市長

今、主幹のほうから説明しましたけれども、この中身で基本的にはいいのではないかと、そういう方向で市民の皆さんに提示したわけですけれども、残念ながら質問がなかったということで、これは役所の中もそうだと思いますけれども、やはりそういった考え方を、役所の中でも統一すべきだと、そのために勉強会などを立ち上げて、慌てて行政がすぐつくるのですという話にはなかなかないだろう。それはつくるのは簡単ですけれども、つくっても実際に制度が動かなければ意味がありませんから、それはやはり市と市民とそれから議会といいますが、三者が共通の土俵の中で進んでいくべきだと思いますので、今のような基本的な考えの中で取り進めていきたいと思っております。

齋藤（博）委員

それでは、御答弁の中で、これについては庁内でそれなりの検討委員会と申しますか、庁内で検討していきたいというようなことを言っていて、普通考えられるとしたら庁内で検討委員会をつくるのだらうというふうに思うのですけれども、この自治基本条例のような性格、要するに内部的に、ここでは自治体の憲法というような表現を使っていますけれども、市役所で働く皆さんの仕事の仕方とか決め方とか公開の仕方についてかかわってくる部分が多いと思うのですけれども、その検討委員会を仮に立ち上げるとしたら、どういった部局が関係してくるのですか。

（総務）企画政策室渡辺主幹

どこの部局が関係してくるかということなのですが、市政運営をある意味では文章化した部分、その理念なり原則なりを示していることですから、そのことに関して特定のどこの部局が該当するかというのは、例えば広報が情報公開を一生懸命やりましょうといったら、情報公開は関係するでしょうけれども、では情報公開はその部局だけかといいますと、すべての部局においてそのことは理念として考えられるものですから、特定の部局というよりは全庁的な関係だと私は思っています。

齋藤（博）委員

そういう角度で進めていくことについてだめだということではないのです。昨年私は初めてこの問題を取り上げました。そのときには、とりあえず総合計画の懇談会で市民の反応を見てくるとは言いませんでしたけれども、市民の皆さんにも提起していきたいと。

それで、1年たちました。結局今回言われているのは、大体やり方としてはいろいろあるという話があったのだけれども、それからまた二、三年というようなことも今回見直しを出されているわけです。

まず、この庁内の研究会の立ち上げというのは、いつぐらいをめどに作業をしようとしているのか、若しくは作業を開始しようとしているのか、その辺がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

（総務）企画政策室渡辺主幹

基本的にその庁内の研究会を立ち上げるに当たりまして、例えば人選とか、あと事前の資料づくり、何より大きいのはアドバイスをいただく恐らく講師の方とかに接触し、その方の日程調整等も含めてやっていかなければならないということがあると思うのです。そのほかに現在、市のほうで進めている他の事業とのかかわり合いとかがございますので、できれば年度内にそういうものを立ち上げて研究していきたいというふうには考えております。

齋藤（博）委員

年度内に立ち上げるというのは、それでよろしいですね。

あとは、自治基本条例をつくる作業といいますと、ここでいうと、制定手法というふうに市長は答えていらっしゃるのですけれども、首長型とか、市民協働型とかいろいろな形があるようですね。その中で市長のほうから「市政運営のあり方や進め方を明らかにし、市民と行政が連携してまちづくりを進めるために制定するものであり、このことから条例は行政だけでつくるものではなく、市民と協働してつくらなければならないものと認識をしております」というふうにお答えいただいているわけでありまして。これは私の言ったパターンに当てはめるというのが無理かもしれませんが、五つぐらいあるパターンの中からいくと、いわゆる協働型でもって進めていくというようなことでよろしいですね。

（総務）企画政策室渡辺主幹

今後の進め方になるかと思うのですけれども、それらも当然含めて、これから研究会をつくるわけなのですが、委員がおっしゃるとおりいろいろな形があります。どちらかという、行政がじっくりやる部分もあるでしょうし、市民だけでつくっていくということもあるでしょうし、議会が議員提案でつくっていくというパターンもあるかと思えます。それらはいろいろパターンはあると思うのですけれども、まずは取っかかりとして、市

の職員もある意味で一定のレベルの部分を確認しながら対応していかなければいけないというのがあるものですから、とりあえずその研究会の中でその辺のふさわしいといいますが、小樽市に合った進め方を研究したいというふうに考えております。

斎藤（博）委員

その答弁と先ほど私が読み上げた市民と協働してつくらなければならないものと認識しておりますとあって、私は一般的に聞いているのではなくて、協働型というのは首長や行政組織や市民と一緒に条例を検討して審議会などをつくって、やっていくようなやり方なのですよということを含めて、そういう方法を市長はお考えですかというふうに聞いたときに、市民と協働してつくっていくというようなことをおっしゃっているわけですから、協働型ではないですかというふうに言っているのです。協働型の細かい部分についてはいいのです。

市長

要するに、市が原案をつくって市民に示して、これでいきましょうというのではなくて、例えば議論の経過も途中経過を示して、そして中身を理解してもらいながら、一緒につくられていく。そういう過程を踏みながら最終的に条例をつくっていくというふうにしたいという気持ちでいますから、その気持ちを含めて、研究会の中で議論させたいと思います。

斎藤（博）委員

どうしても協働型というふうに言ってくれない。言ってしまうと、また何だと、それで構わないというふうに思うけれども、おっしゃっていることは、私のほうの受止めとしては、主幹が言っていることよりも市長が言っているほうがわかりやすいものですから、普通に聞いているとそう聞こえるものですから、市長の言っているほうを尊重したいと思います。今後の議論は、そういうことで進めていただきたいというふうに思います。

パブリックコメント手続について

次に、パブリックコメントについて一、二点確認させていただきたいというふうに思います。

私はパブリックコメントについていろいろと述べている部分もあるのですが、要はパブリックコメントというのが今後小樽市だけではなくて、自治体が物を決めたり、物を考えたりしたときに、市民の皆さんの声を聞くやり方の一つとして、今日、明日ではないにしても、大変大きな役割をこれからますます果たしていくことになるだろうというふうに考えています。例えば市立病院の問題にしても、先ほど議論になった学校の適正配置の問題にしても、例えば今後市民の皆さんにいろいろお願いする場面とか、それは関係ないかもしれませんが、そういうときに、そこでの議論というのは、議会での議論より前に、議論と言わないですが、そのパブリックコメントにかけて、市民の皆さんから御意見が来る。それを整理したものが出されてきて、それに対する小樽市の考え方なり、回答が直接本人に送られたり、整理されたものがホームページに載るというようなことは、これからの小樽市の物の進め方の中では、大変大きな役割を果たしていくことになるというふうに私は考えているのです。それは当然私も今いる同僚議員を含めて、議会での審議とか、議会で物を決めるということとの兼ね合いにおいて、どういふ間に間合いをとっていったらいいのかなど、考えていかなければならない課題だというふうに私は思っていますので、いつもいろいろ言っているわけです。

ちょっと私の言い方で、誤解されたかもしれませんが、私はそういう意味で、議会に対して報告をお願いしたい。要はパブリックコメントを実施して、終了して、たぶん役所の方も、この案件についてはこういうふうにとまとめました。こういうふうにはホームページに載せますかと決裁していくだろうというふうに思うわけなのです。私はそれが終わった時点で、何とか議会とのかかわりを何らかの形でつないでおいてもらいたいという、これは私のお願い事項だったわけでありまして。ですから必ずしも年に 4 回しかない定例会に量的にもいろいろと報告はされていますが、定例会とか委員会ごとに出されてくるようなものでなくて、それぞれのパブリックコメントが終わった時点で、当然無駄なものにもなりかねませんので、担当するところで整理して、内部決裁が終わって、少な

くとも小樽市としてホームページに載せるという段階まではくぐっていきこうとしているわけです。それはやると繰り返し言っているわけですから。その時点で、これは義務でも何でもないのでお願いしているのは、こういうことがあり、こういうやりとりがあって、こういうふうに整理しましたというようなことを、終わった時点で議会のほうに、やり方はいろいろあると思うのですけれども、例えば小樽市長名で小樽市議会議長あてに、今回この案件についてパブリックコメントをやってこういうことでしたと。こういうことについては、今日からホームページに載せましたとか、そういったものについて、私はやはり議会に対してひとつ報告してくれるような、そういうシステムをお願いしたいと思っているのです。ただ大変でしょうから、とりあえずはそういうホームページは、いや見ればわかるだろうと言われれば一言もありません、パソコンを持っていますかと聞かれましたから。そういう問題ではなくて、議会という意味で御理解いただきたいと思ったのですけれども、議会とのかかわりの部分を、何とかひとつつないでおいてもらいたいのです。

そういった意味では、誤解されたら困るのだけれども、年に 4 回そういうものをつくってほしいのではなくて、形についてはこれからもいろいろ工夫、調整はできるかもしれませんけれども、終わるごとのそういった道筋を御検討いただけないかと。例えば市長から議長あても含めた、そういったことをやはりつくっておいて、今後に生かしていきたいと私は思うものですから、いかがでしょうか。

総務部長

先般の代表質問のときにも答弁したのですが、今御提案のあった議会への報告なども含めて、少し検討させていただいて、どういう方法がいいのか、前向きにこれからやらせていただこうと思っています。

斎藤（博）委員

ぜひよろしくをお願いします。やり方については、当然、原課の皆さんの部分もあるでしょうし、やり方についての部分はあるのですけれども、私の今日のお願いというのは、パブリックコメントと議会とのつながりで一本の線を引いておいてもらいたいというような部分ですので、前向きに御検討いただけるということですので、今日の質問はこれで終わりたいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

成田（祐）委員

ラストバッターです。いつも本会議だと再質問に対する御答弁がボール球になってしまって、いつも空振りさせられているので、ぜひここでの御答弁は直球ど真ん中のストライクを投げていただきたいというふうに思います。

肺炎球菌ワクチンの接種について

最初に、本会議の代表質問の続きで 1 点、肺炎球菌ワクチンについてお伺いしたいと思います。

まず、本市の老人医療費の対象人数と、その総額が一体幾らであるのかをお示ください。

（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

小樽市の老人医療費の対象人数と総額についてでありますけれども、直近の平成 19 年度の実績でお答えします。まず、対象人数につきましては、年間で延べ 24 万 2,895 人、1 か月平均にしますと 2 万 241 人。次に、医療費の総額につきましては、215 億 840 万 5,596 円というふうになっております。

成田（祐）委員

この肺炎球菌ワクチンの話をしたことについて、要はただのワクチン接種をして健康を守れという話であれば、ここまでしつこく食い下がらないのですが、この肺炎球菌ワクチンを使ったことによって、市民の健康を守るだけではなく、医療費の総額が減ったというような自治体があるわけです、旧瀬棚町なのですけれども。その部分で、実際に旧瀬棚町は前年度比で 27 パーセントの老人医療費が減った。今この 215 億円という御答弁をいただいたので、

これが27パーセント前年度比で減ったら、これはもう60億円近くが減るということです。これは相当大きな額になると思うのです。当然そういったことを成功させている自治体がある以上、やはり本市においても何かしらそういうところを検討しなければいけないと思うのです。ただ要望するだけではないというのがあります。

今回、先日の本会議で肺炎球菌ワクチンをすぐにはまだ導入できないというふうに御答弁をいただきましたが、そのできない理由をもう少し具体的に詳しくお示してください。

（保健所）犬塚主幹

御質問がございましたけれども、本市が肺炎球菌ワクチンを導入していない理由といたしましては、我が国において高齢者に対するワクチンの有効性が明確に証明されていないということでございます。確かに海外、アメリカ、スウェーデンでは、肺炎球菌ワクチンが高齢者に対して有効という報告はあります。一方、国内のワクチンメーカー、これは肺炎球菌のワクチンメーカーについては1社だけなのですが、その会社のレポートによりますと、ワクチン接種後の血液から免疫作用を持つ物質、いわゆる抗体というものなのですが、それを測定したところ増加した、免疫物質が高くなったという報告は確かにあります。しかし、実際に臨床の場で肺炎になるかならないかという比較対照試験を行った結果につきましては、高齢者への試験でワクチン接種のグループとワクチンを接種していないグループとでは、肺炎にかかる割合に違いがなかったことから、そのレポートの中で一貫した有効性が示せなかったということがはっきり記載されているわけなのです。

また、医療費の問題でございますけれども、医療費削減の効果についてなのですが、その肺炎球菌ワクチンを公費助成した自治体ということで、今、委員のほうのお話にありました旧瀬棚町が非常に有名でございますけれども、これは当時の町立医療センターの医師の報告しかないのですが、その報告では確かにワクチン導入後20数パーセントの減少が見られているという報告があるのは確かです。

私どものほうで他の自治体、公費助成している自治体の医療費について調査させていただいたところ、すべてではないのですが、高齢者の医療費についてワクチン導入前と導入後についてそう変化がなかったということなのです。多くの自治体は、正直に言いまして、平成19年度からの導入が多くありましたから、そういったところはデータがまだなく、まだわからないということでございます。

こういったことから、いろいろなデータがある中で、国といたしましては、予防接種法において、はしかですとか、風しんですとか、三種混合ですとかいろいろと定められていますが、予防接種法に肺炎球菌ワクチンを導入することの必要性を検討するために、ワクチンの有効性、それから医療経済の効果などについて現在研究中でございます。そういったことから、本市ではワクチンの導入について高齢者に対する有効性もちろんですけれども、医療経済的に市民全体の利益になるかどうかといったものを慎重に見極めることが公費助成の実施に伴う大きな要素という形で考えております。

成田（祐）委員

今のお話を総合すると、効果のあったところもあるし、効果のない例もあると。報告に関しても、海外では効果があるし、日本ではまだそれが明確になされていないというような御答弁だったと思います。

もちろん、そもそも予防医療自体が、これは他の国に比べて日本が遅れているという実態がありますから、もちろん日本で薬が有効に効くのかどうかという話もありますけれども、やはり正直な話、もう小樽市の財政においていろいろな削れるものは、さんざん削っているわけです。職員の給与も削られているわけなのです。市長も何か予算をつけたくても、やはりつけられないという非常に苦しい状況が続いているわけです。苦虫をかみつぶしたような顔をされて、たぶんなかなか予算をつけられないことに対して苦しく思っていると思うのですけれども、実際にそうしたらあと削れるところ、何かカットできるところ、可能性のあるところとなると、やはり市民を健康にして医療費を減らすという手法の部分しか、もう残っていないのかというふうに、一つの大きな部分ではないかというふうに考えています。もう前例がないぐらい非常に苦しい財政ですから、それを直す前例がない。前例がない状

態のものを直すのに、前例を探したってそれはないわけです。

今回、他の自治体での効果がまだ見られない、非常に少ない、平成19年度から始まったばかりで前例が少ないとおっしゃいますけれども、もちろん小樽市のこの苦しい財政を救うためには、その前例がないことであっても、チャレンジしていくというか、そういったことももちろんリスクを考えてですけれども、やっていただきたいというのがひとつ自分の要望としてあります。当然その要望することに関して、もちろんこれは肺炎球菌ワクチンにこだわっているわけではないので、ほかの方法でも予防して医療費を下げるのであれば、もちろんそれも当然やっていただきたいのですが、今回この肺炎球菌ワクチンは導入できないけれども、これからやっていく予防医療の施策などがありましたら、お答え願いたいと思います。

（保健所）犬塚主幹

今、委員のほうからお話がありました予防医療ですが、これは非常に重要なことで、我々のほうでも当然それは認識しているところでございます。

今その肺炎の話に特化させていただきますと、肺炎の原因にはいろいろとありまして、一番多いのが正直申し上げまして、いわゆる誤えん性の肺炎といいまして、高齢者は飲み込みの力が弱くなりますから、肺のほうにだ液とか、食べ物のかすが入って、病気になるというのがあります。今、着目していただいているその肺炎球菌についても、当然これがあるかかっている方がいるわけです。ただ、誤えん性肺炎以外の多くの感染性の肺炎の原因としたしましては、やはり糖尿病などの基礎疾患による免疫力低下ですとか、それからインフルエンザに感染することによって、その状況が出てくるとか、そういうような要因が肺炎を誘引する疾病と考えられているわけございまして、こういったことから、糖尿病などの生活習慣病の予防ですとか、インフルエンザのワクチン接種、そういったもののさらなる啓発といいますか、そういった形で総合的に高齢者の予防医療に取り組んでいきたいという形で、その結果として医療費の減少に反映されるものというふうに期待しております。

成田（祐）委員

例えばインフルエンザ等での効果の予測とそういった目標数値といったもの、そういった推移とかがありましたら、それも含めてお答え願います。

（保健所）犬塚主幹

効果の予測と目標数値についてのお尋ねでございますが、生活習慣病対策ですとか、今インフルエンザワクチンの予防接種の啓発の効果の予測は非常に難しいものでございますけれども、インフルエンザのワクチンにつきましては、肺炎による入院を52パーセントと予測するですとか、それから、死亡率を70パーセントまでに減少させるという報告がございますので、そういったところから進めたいと思います。

また、現在行っております各種検診ですとか、健康相談、健康教育、訪問指導、そういったもの、それからインフルエンザのワクチン、そういったものをさらに高めていきたいと考えておりますが、健康診査につきましては、制度改正でちょっと数字はどうかという部分はありますけれども、基本健康診査で昨年度では大体40歳以上の方で26.8パーセントという数字がありますから、それ以上となるよう推進していくのですが、やはりインフルエンザについても、これは65歳以上の方の接種率になりますけれども、平成19年度で50.3パーセントという数字がございますけれども、それをさらに高めていくという形で取り組んでまいりたいと思います。

成田（祐）委員

この予防医療に関してなのですが、先ほども別の病院関係の話で北海道大学の医療システム学の先生のお話が出ていましたけれども、先ほど助手というお話でしたが、その教授の方がやはり予防医療に関して非常に大切だということをおっしゃっていたので、その辺も含めて大事な話というか、これから取り組んでいただきたいと思います。215億円の1パーセントが減るだけで2億円ですね。3パーセント、5パーセントというだけで、これは10億円とか、相当な額になってくると思うので、ぜひこの部分に力を入れていただきたいと思うとともに、その動

きを非常に期待したいと思います。

いつも質問は、小樽病院事務局が多いのですが、これからは保健所にも質問を毎回していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、ピンポイントで別の話に移っていききたいと思います。

市立保育所の定員の妥当性について

市立保育所の定員の妥当性についてお伺いしたいと思います。

市内において待機児童等の実情はどうなっているのか、お答え願います。

（福祉）子育て支援課長

今、待機児童の状況ということでお尋ねですけれども、9月1日現在では、特定の保育所を希望されている方、それで待機をされている児童が21名います。保育所は公立、民間を合わせて今20か所ございますけれども、待機している方は21名。ただ、国の基準で申しますと、待機児童の定義といたしましては、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している場合は、待機児童に含めないというふうになっておりますので、そういった意味では待機児童はいないというふうになります。

成田（祐）委員

その部分で、要は定員割れしている保育所があると思うのですが、市内における定員割れをしている公立保育所はどの程度の割合か、お答え願います。

（福祉）子育て支援課長

同じく9月1日現在になりますけれども、定員割れをしているところは、公立保育所6か所中6か所が定員を下回っています。民間のほうは14か所中4か所が下回っています。

成田（祐）委員

特に手宮などの保育所の定員がたぶん68パーセントか7割を切っているぐらいだと思うのです。その背景には、要はもちろん少子化というのもありますけれども、結局どちらかということ市内の西側からだんだん新興住宅地域の望洋台とか新光とかそちらのほうに子供が多くいるということがあると思うのです。もちろん当然預けるときに近いところを選びたいというのはあると思いますから、そういった著しく定員割れをしている保育所というのは、これは全体のことを考えると、市内の東側よりも西側のほうが多いのではないかと思うのですが、その辺についてどう思われますか。

（福祉）子育て支援課長

定員割れをしている保育所は、確かに市内の西部に複数ございます。また、小樽市のゼロから5歳までの人口分布を地区別に見ますと、多い順に桜・望洋台地区、それから朝里・新光地区、銭函・桂岡地区、幸・オタモイ地区というふうになってございますし、また利用を希望される保育所について、立地条件について見てみますと、やはり居住地に近いところ、それから勤務地に近いところ、さらには通勤途中に送迎が便利な場所というようなことが挙げられますので、委員がおっしゃいますように、要因の一つというふうに考えられると思います。

成田（祐）委員

このまま少子化がどんどん進んでいけば、民間も含めた全体の定員に対して、子供がいなくなるという状態と、当然枠があっても市内の西側しかないとなると、これは非常に不便になってしまうし、それを続けるのであれば、民間の保育所の方も当然ある程度確保したいというのがあると思いますから、その辺で市内の西側が多く定員割れをしているのであれば、柔軟に定員を調整して、民間保育所への配慮をして、共倒れになることのないように、今後していただきたいと思うのですが、その辺についてどのようにお考えなのかお伺いします。

（福祉）金子主幹

まず、市立保育所の定員の今後の考え方についてですけれども、定員につきましては、これまでもそういった保

育需要を見ながら減らしたり増やしたりということで柔軟に対応してきておりますけれども、今後につきましては、今月末に小樽市保育所の在り方検討委員会を立ち上げまして、子供を取り巻く状況や社会経済情勢の動向、あとは出生数、保育需要の動向、それと施設の老朽化などを基に、市内民間保育所全体のあり方について御検討をいただきまして、その中で市立保育所につきましても、その規模やあり方につきまして御検討をいただきますので、その委員会の検討結果を踏まえまして、今後、市として対応していきたいと考えております。

成田（祐）委員

建物の老朽化等、非常に懸念されると思うので、なかなかうまく小樽市のほうが続けてやるという形にもならないと思いますし、いろいろな方法があると思うので、うまくバトンタッチができるようにしていただければというふうに思います。

続いて、質問を次に移したいと思います。

市役所の接客サービスの向上について

本会議でも公明党の高橋議員がおもてなし等の実践、接客サービス、そういった部分の向上についてお話をされていましたが、まずそれを民間の業者にそういったサービスの向上を求めるというのももちろん一つの大事な方法ではあると思うのですが、それ以前にまず市役所職員の市民に対する接し方というものをもう少し改善していかなければ、いくら接客をよくしろ、何しろといっても、これは聞いていただけないと思うのです。まず自分たちの襟元を正すところから始まると思うのです。私の場合、議員バッジをつけるのが好きではないので、要は小汚い格好をしてうろうろと市役所なり、ほかのところを歩いたりしているのですけれども、やはり非常に接客というか、サービスがいいところと悪いところの差は激しいのです。例えば銭函サービスセンターに行った。すごくあいさつもできていてすごく愛想がいいと思うような場所もあれば、小樽雪あかりの路のときに、生活安全課のところにものを借りるために何度か行ったのですけれども、こんにちとは言って中に入って行っても、だれが来たのだというぐらいいで、何もわからない。お願いしてもすぐ動いてくれない。正直な話、私の顔を知っているのはこの委員会室にいらっしゃる皆さんしかたぶんほとんどわからないと思うので、要は一市民として見たときに、あいさつも含めて、さすがにその対応はないだろうと思うようなところもあるわけなのです。これをやはりいいところと悪いところがあると思いますが、全体的なこういった対応を含めて向上していただきたいのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

（総務）職員課長

職員の市民への接し方ということですが、いわゆる接遇の改善ということでお話ございましたので、特定の箇所ではなくて、全般的な話ということで職員研修の観点から話したいと思います。

接遇ということでいいますと、全職員にできれば一度に行うことが一番望ましいのかもしれませんが、なかなかそれは場所ですとか、予算ですとか、時間ですとか、いろいろな制約がございますので、一遍にやるというのはなかなか難しいというのが現実です。

そういったことで、市としましては、接遇リーダー研修ということをやっております。これは毎年やっておりますけれども、それぞれの職場にいわゆる種をまくといいますが、いわゆる接遇のプロではないですけれども、接遇に精通した職員をつくりまして、そういった者を各職場に置きまして、接遇の輪を広げていくといったようなことを考えてございます。

そういったこともやっておりますし、また新規採用職員ですと、必ずそのカリキュラムの中に各職場に配属される前に接遇の項目を入れてございます。今年度の新規採用職員についていいますと、今回につきましては初めて民間と合同で研修を受けさせまして、そういった中で社会人のマナーですとか、職場のマナーですとか、あるいは電話対応ですとか、こういったこともカリキュラムにしっかりと入っております。そういったことで、いずれにいたしましても、職員研修を充実いたしまして、これからも市民接遇の向上に努めていきたいというふうに考えてお

ります。

成田（祐）委員

現在も行っているということで、その結果まだ効果が出ていないということですね。要はこのチェックを自分が細かくあそこはよかった、あそこはだめだったとここで話すのも、とても心もとない話だと思うので、では一体それをだれがチェックして、どのように数字として効果が現れたというのを表現していくかということが非常に気になるのですけれども、それに対してどうお考えですか。

（総務）職員課長

チェックということになりますと、やはり職場の上司がチェックをしまして、指導していくということになるかと思えますけれども、ただ通常のいわゆる採点するというようなこととは違います。ですから実際の業務に当たって、部下を80点とか、60点ということはないと思います。やはり最終的にはそのチェックをするのは市民の目線だと思いますので、市民が見てその職員とそれから受けたサービスで満足して帰っていただける、これが一番の合格点というふうに思っております。

成田（祐）委員

ぜひ、同じ職場内での話になって、その部分が客観的に細かい点数とかにはならないと思うのですけれども、だれかしっかり見ていただきたいというふうに思います。大体自分の行くところの8割近くは、これについて伺いたいのですけれどもと行くと、まず入り口に近い人が担当するのか、だれが対応するのかというのがまず決まっていないというのが目に見えてわかるのです。話をして、一番最初に飛んでくるのが、奥にいる課長だと。その辺もちょっとそのあたり、人の顔を見て決めるのではなくて、やはり最初に入り口ぐらいはどなたか決めていただきたいというふうに思いますので、ぜひ改善のほうをお願いしたいと思います。

タクシー会社のモラルについて

続いて次の質問なのですが、非常に管轄が複雑になって御答弁が難しい質問だと思うのですが、避けられないことだと思うので、お伺いしたいと思います。

市内におけるタクシー会社のモラルについてです。当然、観光や市民の生活等にかかわってくるタクシー会社なのですが、非常に苦情という部分で自分のところにもよく話の中で、タクシーに乗ると遠回りをされたとか、対応が悪いとか、そういった話があるのです。これはどこかほかの市であればともかく、小樽市に限って非常に多い問題なのです。中には小樽雪あかりの路のときに、目の前で交通事故というか、接触事故を見ていて、そのタクシーが逃げていってしまったのですけれども、観光客がいるのです。そこで頭に来て、すぐそのタクシー会社に電話をして、某タクシー会社の事故係の人が来て、普通は最初にその接触した人に対して大丈夫でしたかと話しますね。最初に何があったかという、その運転手をその場で怒鳴りつけたのです。これはおかしな話です。皆さんどうですか、普通、飲食店に行って、物をこぼされた。そうしたら、店長が駆け寄ってきて、店員をしかる前に、まずお客さん大丈夫ですかと、そう声をかけるのが普通ですね。そもそもそういった事故係とかそういうことをやっている人が、対応というか、接客そのものがわかっていない。某星のマークがついた会社ですけれども、大きな会社なので、ちょっとその会社がそういうような対応しかできないのであれば、これは市の観光全体にかかわることだと思うので、そういった部分を含めて、現在のところ、本市がタクシー会社へそういった接客若しくはそういったルール違反を含めて指導というのは何か行っているのでしょうか。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

観光振興室で答えるのが本当は適当かどうかということもあるのですけれども、委員のほうから観光の面からということでお話がありましたので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

タクシー会社の交通事故とかそういうふうになりますと、これは完全に警察とか交通安全の問題になりますけれども、ホスピタリティ的な、接遇的な問題ということであれば、観光振興室も苦情というようなメールが来ること

があります。せんだって 8 月 1 日にもこれは札幌の方なのですけれども、やはり客引き行為というふうなことで、これはそのメールの内容ではタクシー運転手の客引き行為だけをうたっていたわけではないのですけれども、こういった形でいかなものかということでメールをいただきまして、ここの部分については私どものほうでこういうふうに対応してということで答えているという状況です。要するに観光振興室のほうに市長への手紙なり、個人のメールなりで個別に来る部分については、対応する団体として小樽ハイヤー協会等いろいろとありますので、そういうところに観光協会とかそういうところと連携しながら指導というのですか、こういうことで気をつけてくださいということでの話はさせていただいているというのが今までの対応でございます。

成田（祐）委員

先ほど客引きという話もありましたけれども、私も臨港線を朝晩よく通るのですが、バスのたくさんとまっている駐車場がありますね。あのあたりでよく観光客を客引きしている運転手がいるのを見るのです。正直言って、客引き行為は旅客運送法違反で、こちらになると市の管轄ではないのですけれども、いくらなんでもそういうのが横行しすぎるといってもあまりで、やはりこれから観光都市を目指すのであれば考えなければいけない点だと思うので、どうしても自分の中で客をもてなすために、そういった啓発をもっと強化していただきたいと思うのです。

あとは、自分の友人が小樽市外から来てヒルトン小樽に泊まると。大体私も家が築港なので、タクシーの運転手にヒルトン小樽までと言うと、何も道を指定しないと遠回りされるのです。そういったものが基本的に日常茶飯事に行われるようであれば、やはりこれはもうおかしいと思うのが普通だと思うのですが、そういった部分で決してそういったモラルの低い運転手ばかりではないと思うのです。観光の検定を取って非常に高い知識と接客サービスをされている運転手がいるのにもかかわらず、そのごく一部のひどい運転手のために、ほかの運転手が苦しむというようなことがあっては、これはおかしいと思うので、ぜひ改善していただきたい。これは会社ごとに任せるのではなくて、サービス向上のために、これは市を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思うのです。逆に言いかえると、悪質なタクシー会社には何かしらイエローカードなどの警告を与えたり、累積すればペナルティを何か設けることができないのか。罰金とかそういうのは無理ですけれども、例えば市の所有している敷地に一定期間そういう客待ちをするのを禁止するであるとか、ペナルティという発想はあまりよくないので、逆にプラスにしてもいいです。市の認定したお墨つきタクシーとすることでいいのです。長崎県佐世保市では、市とハイヤー協会が共同で組んだ観光プラン、1 時間 5,000 円とかというプランを市のパンフレットに載せているわけです。それを市が認定したタクシードライバーだけがそのプランをやってもいい。そういったようなプラスの面を持たせているところもあるので、そういった差別化というよりは、そういったいいところはきちんとしっかり伸ばしてあげたいというのもあるので、そういった取組等を何かしらできないのかどうかについて、お伺いします。

（産業港湾）観光振興室藤井主幹

タクシー業界のこういうモラルというか、いろいろな対応なものですから、う回るとかなんとかというのは、なかなか観光サイドで対応するのかわり部分もありますので、今まではどちらかというところやはりそういう個別の対応をさせていただいた部分が、なかなかそれだけでは難しいということの御趣旨だと思いますので、これまでのやっているハイヤー協会とかタクシーの各事業者、あと観光協会なり、市でも観光振興室だけではなく、そういった交通安全の部分とかと法的にはやはり運輸局になると思いますので、そういうところと一度会って、どういう対策ができるかを含めて話をする場を設けてやっていきたいというふうには考えております。そういう形でいい方策ができれば、進めていくという形になるのかとは思っております。

成田（祐）委員

何でもかんでも取り締まるとか、そういう発想ではなくて、やはり逆にそういった管轄がばらばらだからこそ、タクシー会社もあまり言われずに済んでいて、そのままそういった行為を重く受け止めていないということもあると思うので、ぜひその部分、管轄がいろいろ違うので大変だとは思いますが、取り組んでいただきたいというふう

に思います。

観光土産について

観光に関して、最後に 1 点。市内の観光地におけるブログから抽出した感想についてお伺いしたいと思います。

近年の観光についてガイドブックを買う方もいますけれども、結構ネットで検索してから来る方というのが多いのです。そうすると、施設そのものよりも、そういったブログというのに当たることが非常に多いのです。ブログはそのままもう口コミになって、ここの店がおいしい、こんな景色のいいところがあるというふうにインターネットを使っている方というのがかなり多いと思うのです。

そこでネット上に掲載されている今年の 8 月に書かれたブログ、695 件を検索しました。その内訳は、ヤフーブログ、アメーバブログ、ライブドアブログ、大手 3 社のブログです。芸能人の方も皆さんそこでよくブログを書かれていますのですけれども、そこに書かれている大手のところでも個人的に日記を書かれた方に関して調べたところ、重複している部分もありますが、スイーツに関して 155 件、寿司に関して 108 件、観光地、景観などについて 521 件、土産に関しては 9 件という結果で記述されていました。スイーツが多くなっているのは、以前から 2 年前にも自分も調べて、同じような感じだったので、これに対しては特段驚いていないのですが、土産に関する記述というのがほとんどなかったのです。これは土産に関する記述が低いというのは、やはり購入そのものが少ないのか、若しくは非常に印象が薄いというふうに思われると思うのです。当然書いていることが少ないということは、大した印象に残っていないということだと思つるので、その実態に対してどのような御見解を持っておられるか、お伺いします。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

土産についてのブログ上での記述が少ない実態についてでございますけれども、平成 15 年から 16 年に実施いたしました観光客動態調査の中では 5,766 人から回答を得ておりまして、その中で土産を購入したかという部分につきましては、総延べ数といたしましては、8,357 点の購入があったというふうに調査の結果では出ておりまして、購入自体が少ないというような印象につきましては、そういう印象はちょっと持っていないところでございます。

ただ、ブログに記載される件数が少ない理由がどの辺にあるかというのはなかなかわかりませんが、一般論といたしまして、ブログは周知を図る点での有効性というのは非常に感じておりますので、ブログが人気の発端になるという例も非常にありますので、その部分につきましては、例えばショッピングモールの中では買った商品に関する感想を書くようなつくりになっているものもございまして、そういうような場を一つ設けることで、書き込みが増えるというようなものも考えられますので、そういうような取組ができないかというのを観光関連団体などにも話してみたいというふうに考えております。

成田（祐）委員

やはり口コミというのをねらっている部分とあとは PR 方法を変えるだけで売れるというのが非常にあると思うのです。この間の北海道新聞の記事は、あまとうの「マロンコロシ」が 100 万個売れるという非常に喜ばしいニュースだとは思つのです。でも、そのマロンコロシそのものは味が変わったわけでもないし、これは何十年も前からあるわけです。結局店舗をちょっとずらして、表現方法、PR 方法を変えただけでああいうふうに売れるきっかけになった。商品そのものが悪いのではなくて、いい商品がたくさんあるのに、たまたま売る機会とかそういった表現の仕方、機会を逃しているというのが今の小樽市の土産物、要は地場産品の現状であると思うので、ぜひブログという非常に抽象的なものですが、逆に言いかえれば、一度ヒットしたら、そういった部分で大きく取り上げられるという部分もあるので、ぜひそういった PR というのも関係団体と協議していただければというふうに思います。

小中学校の余裕教室の状況について

最後に、小中学校の余裕教室の状況についてお伺いしたいと思います。

現在、市内の小中学校における余裕教室の数を教えていただきたいと思います。ただ、この余裕教室という定義を、生徒を教えることが可能な教室であるが、現在は資料室、倉庫、プレイルーム、多目的室など別の用途で使われている教室とし、その数をお答えください。

（教育）総務管理課長

市内の小中学校における多目的教室あるいはプレイルームあるいは資料室ということで答えさせていただきたいと思います。

今年の 5 月 1 日の押さえということで調べさせていただきました。まず、多目的教室につきましては、小学校で 90 室、中学校で 21 室となっています。それからプレイルームにつきましては、小学校で 19 室、中学校で 2 室、それから資料室ということでいきますと、小学校で 5 室、それから中学校で 1 室となっております。

成田（祐）委員

今現状を伺ったところ、小学校で多目的教室が 27 校で 90 室と、学校の数に対して 5 室も 6 室もそこまで多目的教室が必要なのかというふうに考えます。実際これからも空き教室というか、余裕教室というのは増えていくわけですね。あいたからと全部それに転換すればいいというものではないと思うのです。何かしら使える教室があるのなら別の用途に使いたいというのが、やはり考えの中の一つにあるので、今後余裕教室などのそういった今言った以外での利用予定など、有効に利用する考えというのは、何かございますか。

（教育）総務管理課長

現状はやはり子供たちの学校教育のための教室としての使われ方というのが大変重要でございますので、そういった部分ではまず学校としての使い方なり利用法なりというのを踏まえながら、まず考えていかなければならないと思っています。その次にどんな使い方をするのかというのはなかなか難しい部分でございますけれども、現状ではやはりこの学校の使われ方というのを尊重しつつ考えていきたいと思っています。

成田（祐）委員

なぜこんな話をしたかということ、今日は保育所の話と本当は結びつけたかったのですが、いろいろ検討してこれから話が進んでいくということと、小中学校の適正配置ということがあるので、今日はすぐにお答えをいただかないのですが、あいている教室を保育所に利用できないか、民間の保育所に貸し出しできないかというような考えがあるわけなのです。総務省が平成 12 年にそういった公立の小中学校であっても余裕教室を保育所に転換するといったような指針が出されていますので、要はやはり民間保育所は建物とかに関して非常にお金がかかってしまう。ただでさえ保育士の給料が安いことを考えると、市が教室のあいている部分があるのであれば、またそういった部分も含めて貸し出ししたりということで、小学校と幼児と教育の一貫性も含めていろいろできないのかというふうに考えたかったのですが、保育所と小中学校と適正配置等の関係があって、話が複雑なので、この話については次回までもう少し検討して話したいと思います。

最後に要望なのですが、小中学校の空き教室、又は適正配置等を含めて、やはり現状の小中学校の中を見たいのです。今この御時世ですと私が 1 人で行っても見れませんから、できればその学校適正配置等調査特別委員会の委員を含めたり、参加希望者を募って市内の小中学校を全部見て回りたいという希望を持っているので、それをぜひやっていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

（教育）総務管理課長

今、委員がおっしゃった部分につきましては、どういう形がいいのかという部分もありますし、その辺はちょっと内部でまた議論をしていきたいと思っています。

教育部長

ただ見てくるという人はあまりいないのですけれども、今、地域の方々にいつでも授業を見ていただくですとか、そういった形での情報提供を含めて、学校を広く地域の方に公開するという取組を各学校で進めています。ただ、

もう一方ではやはり防犯上のこともあるものですから、かぎの開け閉めとかはそれなりに厳しくしています。私も教育委員も必ず年に 1 回は各学校をチームで、どういう状況なのかというのを見て回っていますので、成田祐樹委員が見られる場合、言っていただければ、対応するように学校に言っておきます。

成田（祐）委員

ぜひやっていただきたいというふうに思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。